

環境社会配慮助言委員会

第41回 全体会合

日時 平成24年11月1日（金）14：30～17：23
場所 JICA本部 1階113会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

長瀬 それでは、時間になりましたので、第41回全体会合を開催させていただければと思います。本日は村山委員長ご不在ですので、田中副委員長、作本副委員長、両副委員長よろしくお願いいいたします。田中副委員長からは4時40分ごろに退席されるというふうに伺っております。あと、今回すみません、マイクを一々オンにして、それであと発言終わったらオフにしてというような形でお願いでできればと思います。何かバッテリーの持ちが悪いらしいので、節約にご協力いただければと思います。すみません、よろしくお願いいいたします。

それでは、両副委員長、よろしくお願いいいたします。

作本副委員長 それでは、今お話ありました通り、第41回の環境社会配慮助言委員会全体会合を開催させていただきます。お話の通り、村山委員長は今日欠席ですので、前半を作本、後半を田中さんの方でということで進めさせていただきます。

今日は議事次第を見ていただければわかりますように、案件概要説明が1件ありまして、ワーキングスケジュールの確認、その後、助言文案の確定が3件入っております。次にスリランカのケラニのまた新しい事業の報告でしょうか、こちらが入っています。

以上のような順番で進めたいと思います。

それでは、案件概要の説明、ミャンマーの件をよろしくお願いいいたします。

竹内 それでは、ご説明させていただきます。私、民間連携事業部の竹内と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。ミャンマー連邦共和国、ティラワ経済特別区（Class A区域）開発事業についてご説明申し上げます。

こちらは海外投融資の出資事業ということとなっております。まず、初めにちょっと海外投融資というものになじみが必要でもないという方もいらっしゃると思うので、簡単にご説明したいと思います。

海外投融資というのは、途上国の開発に資する民間企業等が行う事業に対して、融資・出資により支援を行うものでございます。ただ、公的機関としてJICAが関与しますので、民間企業だけでは対応が困難な事業というものが対象となっております。この円借款、海外投融資というものが真ん中のところで束ねられていますけれども、これがJICAの中の有償資金協力がこの2つのツールというふうになっていまして、先ほど申した通り、円借款の場合は途上国政府が支援の相手先ということになるんですが、海外投融資は、直接この民間企業などが実施する事業に融資・出資を行うというところを特徴としてございます。

今回、この事業でございますが、背景の方からご説明いたしますと、まずミャンマー政府方針でございます。ミャンマー政府は、経済成長を通じた国民の所得向上を実現する上で、海外直接投資の誘致を非常に重視してございます。とりわけ経済特別区、以下、SEZというふうに呼びますが、SEZ開発による外国企業誘致促進というのを方針として掲げているところでございます。ティラワSEZについては、ヤンゴン市に隣

接していて、かつ豊富な労働力、そして既存の産業集積を活用できるなどの点が利点となっており、ミャンマー政府は優先的に早期に開発を推進する意向を表明しています。また、ミャンマー政府はティラワSEZ開発においては高い技術力を有していて、アジア各国のSEZで雇用実績を重ねてきた実績を持っています日本企業の進出に非常に期待をしているというところでございます。

これに対して日本政府の方針ですけれども、2012年12月に日本政府・ミャンマー政府、両政府間でティラワ開発を行っていくということについての協力の覚書に署名をしています。その中で両国政府が協力するプロジェクトとして、ティラワSEZ開発を推進していくということが確認されています。また、それを受けて今年の3月に第1回経協インフラ戦略会議、こちら閣僚級の会合となっておりますが、そちらで日ミャンマー共同事業体に対しては、環境社会面への配慮等が適切に行われることを前提に、JICAの海外投融資制度による出資の活用を検討するといった方針が確認されています。

事業の概要でございますが、左側に地図がございます。ミャンマー全体の地図から始まって、ヤンゴンとティラワSEZの関係、そしてその下に実際今回事業で開発を行うエリアの地図がございます。このティラワという場所ですけれども、ヤンゴン市近郊、市街の中心部から南東約23km、そこに位置するティラワSEZという場所ですね。この2番目の真ん中あたりのこの赤く囲まれた地域、これが全体で2,400haございます。その中のまたさらに拡大したところですが、こちらの色づけているところ、ここが大体面積が約400haございまして、こちらで工業団地などの開発・販売・運営事業を行うというのが今般の事業でございます。こちらの400haの区域を開発して、企業進出促進を図りまして、それによってこのミャンマーの産業基盤の強化、雇用創出など、持続的な経済発展に寄与していこうというような事業でございます。

この開発を実施する開発主体というのは、今週火曜日に設立がなされてございます。こちらは日本側の3商社、三菱商事、丸紅、住友商事さんが出資しているということと、ミャンマー側ではミャンマー政府と民間企業が合同で出資をしていると。その出資した会社がMJティラワ・ディベロップメント社、Myanmar Japan Thilawa Development社という会社が設立されています。今現在、私どももこちらに海外投融資の供与で、同じく出資をするということを検討しているということでございます。

ここから環境レビューの方針のご説明に入っていきますが、まず適用されるガイドラインです。こちらはJICA環境社会配慮ガイドライン2010年4月ということ、カテゴリ分類については、工業開発セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当するという事で、カテゴリAということで分類してございます。

環境の許認可でございますが、EIAの報告書は、日本とミャンマーのこの民間企業により作成されまして、既にミャンマー政府の方には提出がなされていると。現在、同政府により審査が行われている最中でございます。確認事項は、今後ミャンマー政府の承認が得られた場合に、附帯事項等がつく場合には確認をしていかなければいけな

いと。

汚染対策でございますが、まず工事中の大気汚染、騒音、廃棄物などについては、それぞれのその保全対象、周辺にあるこのパゴダであったり、住居であったり、そういったところの周辺での散水、基準値を超える時間帯・区域での工事の制限、建設発生土の再利用など、緩和策を実施することによって影響を最小限としていくような方針が立てられていると、これはEIAにそういったことが書かれているということ。また、供用の際には、騒音ですとか、水質汚濁ですとか、廃棄物などについては、それぞれの保全対象と入居企業施設との間で緩衝エリアを確保していくことですか、あと各入居企業によって、一次処理、また集中排水処理施設での二次処理などが実施されて、入居企業により有害物質の処理等によって影響を最小限とするといったような計画になっているということでございます。

実際、今後環境審査を行っていく際には、この緩和策の詳細ですね。予算実施体制、入居企業に課される基準などについて、確認していく必要があるというふうに考えてございます。

自然環境面でございますが、事業対象地域は国立公園等の影響を受けやすい地域、またはその周辺にあるというような該当はなく、保全すべき重要な自然環境への影響は最小限であると想定されていると。また、生態系に関しては、雨季・乾季のそれぞれについて調査が実施されておりますが、絶滅危惧種等は確認されていないと。供用時には事業用地内の道路やその他区域に、緑地などが整備されていく予定であるということが、このEIAのドラフトの中には書かれていることを確認してございます。実際のその環境審査においては、自然環境面の影響が最小限であるということを、改めて確認していく必要があるというふうに書いております。

社会環境面でございますが、住民移転計画書については、現在、ミャンマー政府が策定中でございます。住民移転の詳細は次項以降に書いてございます。確認していく事項としては、ミャンマー政府の対応が妥当かどうかということを確認していく必要があるというふうに考えてございます。

住民移転のご説明をしまいたします。こちら本年の1月以降、かなり社会的にも注目されながら進められている住民移転でございますので、よりフォーカスした資料を作成させていただいております。

対象世帯でございますが、全体で81世帯の非自発的住民移転が発生します。この中には事業区域内に農地などのみがあるという世帯、16世帯を含んでございます。この世帯について、住民移転計画に沿って補償及び移転が進められていくということでございます。

これまでの経緯的なことでございますが、まず今年の1月にティラワ経済特別区この開発に関連して、ミャンマー政府が住民に対して14日以内に退去するということを求める張り紙などをしていて、かなり大きな話題を集めたことがございました。それ

を受けて、2013年2月11日に日本政府はミャンマー政府に対して、両政府間の先ほど申し上げた協力覚書に基づいて、国際基準に基づく適切な手続きを行うよう要請をいたしました。その結果、この移転対象住民の退去などについて行われなかったこととなりまして、以降、JICAからも、また日本政府、ミャンマー政府からの求め等に基づいて、環境社会配慮ガイドラインでありますとか、国際基準に基づく手続き、対応というのはどういったものかということ、累次にわたって説明をしてきたというところがございます。さらにJICAでは今年の5月から専門家をミャンマー政府に派遣いたしましたし、このミャンマー政府が国際基準に基づく環境社会配慮を行えるよう、必要なアドバイスなどを実施してきたというところがございます。

そういったアドバイス等々の中でどういった対応をしてきたかというのが、その下のところになっていきますけれども、まず2013年4月4日から26日、この間は、これもミャンマー政府がどちらかというところだということだとしても、住民センサス及び社会経済調査を実施したと。その後、5月9日にJICAから専門家4名を派遣したということがございます。こういった専門家の支援を受けながら、6月11日には第2回住民協議会が開催されました。その中ではこの開発計画でありますとか、移転に向けた検討事項はどういったことがあるかといった説明がされたりですとか、その後、6月17日から7月12日にかけては、社会経済補足調査ですね。この住民センサス、社会経済調査、ミャンマー政府が実施した調査のみでは必ずしも国際基準から見ると、ちょっと十分ではないといったところもありましたので、損失試算調査を行って、さらに8月や10月にも追加調査を実施してきたということがございます。

7月30日には、そういった調査等々を受けて、第3回の住民協議会を行いまして、この補足調査の結果でありますとか、補償対象であるとか、あと補償支援の大きな大枠の方針ですね。そういったものを説明してきたと。9月21日の第4回住民協議会におきまして、補償・支援案の枠組み等を説明して、今後こういった形で住民の皆様と協議をしていくかといったことの協議を行ったと。9月23日からは個別協議で、あとは全体説明会なども重ねながら、今この支援・補償案づくり等々の最終的な詰めの段階に入っているというような状況でございます。

今、最終的な詰めという話をいたしました、この交渉の協議の中で、今最新の内容として補償・支援概要がどういったことになっているかということをもとめさせていただきます。上から家屋については、移転地で居住先が提供される。同移転地の居住先と、もとの家屋の床面積の間に差異が認められる場合には、その差額に相当する現金補償が行われる。また、自分で家屋を建てたいというふうに希望される世帯の方には、現金を支給すると。そうでない方にはミャンマー政府の方で、家屋を建てると。そういった対応がとられているというふうに承知してございます。

その他の建築物については、市場価格の2倍の金額を支給する。農工器具については、市場価格で金額を支給する。あと農作物ですけれども、米については年間収量に対す

る市場価格の6倍の金額を支給する。あと野菜ですとか、立木等については、年間収量ないし、本数に対して市場価格の4倍の金額を支給と。また、家畜、牛、水牛については、頭数に応じた金額を支給していく。また乳牛からの収入に関しては、年間収入の3倍の金額を支給する。あと不労期間の補償については、28,000チャット、1人当たりです。あと移転支援・引越し費用については、150,000チャット、通勤費は72,000チャット、あと転校に係る支援として、30,000チャット、1人当たりですね。あと移転協力費は世帯当たり100,000チャットと。あと社会的弱者支援として、61歳以上の方でありますとか、貧困世帯であるとか、あと身障者の方々には1人当たり25,000チャットというような支援を行って、あと今後、生計回復支援、職業訓練、就業機会の斡旋等のプログラムを提供していくと。この具体的な方策を今後検討していくといったことを説明してきているということでございます。

プロットごとの面積で、移転地とあとインフラでございますが、プロットごとの面積は25掛ける50フィートと。あと関連のインフラとしては、道路、メインアクセス道路、幹線道路からこの移転地までの間に、アスファルト舗装道路を整備するですとか、あと移転地内はラテライト舗装道路を整備する。あと井戸は6カ所、あと電線とメーターボックス、これ電力関係については各世帯まで引き込んで、メーターボックスを1セットずつ供与していくというような内容。周辺には病院、幼稚園、図書館、小学校、村役場、パゴダ等々があるというような環境でございます。

今後、スケジュールでございますが、今日全体会合で概要説明をいたしまして、11月25日にワーキンググループ会合を予定させていただいております。その後、助言確定の全体会合が12月の上旬に行われると。私どもの審査については、その後、12月から1月にかけて実施をするという、今のところの予定でございます。

EIAについてですが、本日時点でまだミャンマー政府の承認が得られたEIAというものが出来ていませんので、そういう意味でこの120日間公開するということのものもまだ始まっているという状況ではないのですけれども、今後、ミャンマー政府から承認を受けたものがこの事業体から提出がなされましたら、そこから公開をいたしまして、そこから120日以上公開をして、その後に出資契約と。仮にこれが11月中旬に提出がなされるのであれば、例えばこの場合であれば3月中旬といったような予定で出資契約を結んでいくというようなことで考えてございます。

私からの説明は以上でございます。

作本副委員長 ありがとうございます。それでは、皆さんの方からご意見、質問等、お願いいたします。

満田さん。

満田委員 質問したいことは幾つかあるんですが、まず全体のそのスケジュールとか枠組みについてお伺いしたいんですが、まずEIAの期間についてです。EIAは前から私どもの問い合わせに対して、日ミャンマーの合弁会社を実施するというようなお答

えだったと思います。それがつい最近できて、ただEIAがもうあるということだったんですが、具体的にこのEIAの調査はいつ開始されて、いつ終了したのか、何カ月費やされたのかということをお教えください。

竹内 今、ちょっと手元にデータがなくて、間違いがあれば後ほど修正させていただくかもしれませんが、私、今認識しているところでは、今年の3月から作成が開始されて、今年の9月末まで作成がなされたと承知してございます。

満田委員 それからこのEIAの対象なんですけど、SEZ全体は2,400haで、今回の出資分はClass A区域ということで、400haということなんですけど、このEIAの対象は2,400haを対象としたものなのか、それとも400haを対象としたものか、教えてください。

竹内 400haを対象としているものです。

満田委員 そのことに対する意見があるんですけど、それは置いておきまして、それからこのティラワ経済特区に関しては、開発準備調査をやるという話も伺っていたんですが、今回は開発準備調査なしで、いきなり環境レビューを行う理由について教えてください。

竹内 開発準備調査をやるという話もあったのですが、というのはこういった情報でございましょうか。

満田委員 開発協力準備調査を残りの2,000haについてやるということだったのでしたっけ。ちょっとそこら辺をお教えいただけたら。

竹内 わかりました。もともとティラワについては、この全域があって、こちらで示したClass Aという400haの部分と、それ以外の2,000haという部分がございます。かねてからまずこの400haのところにつきましては、日本の商社連合さんの方が中心になって開発計画というものが策定されてきておまして、我々からすると、内談案件とか持ち込み案件というんですけれども、この民間企業が中心となって形成した案件に対して、私どもが海外投融資を供与するかどうか検討が行われてきてございますので、まずClass A区域、今回の事業に関しては、この民間が実施してきたスタディー等々に基づく計画に対して、我々が融資の判断をしていくというような形をとってきてございます。

その意味で言うと、このClass Aの部分の開発について、協力準備調査を行うということは、もともと計画となったこともなく、最初からそういった形で進められてきたということでございます。一方で、残りの2,000haのところに関しましては、まだ事業体が決まっていないという状況で、とにかくまずはスタディーをやってほしいというような要望がミャンマー政府などからありましたので、そちらについてはJICAがスタディーをしていくということで、この10月から調査を開始してございますが、そちらはJICAの協力準備調査で調査を行っていくこととなっております。

満田委員 そのことについての意見もあるのですが、それは言わないでおきます。

それから、多分この案件については、かねがねJICAさん、外務省さんと住民移転の対応についてメコン・ウォッチとして申し入れをさせていただき、問題提起もさせていただいておりました。詳細は省きますが、現段階の状況だけ共有させていただきますが、直近の私どもの要請は、この今のご説明だと、着々とRAPが準備されており、住民協議が行われているというような印象を受けるわけなんです。ただ現地の住民の話によると、今、住民がRAPの完成する前に補償に対する合意を強要されているというような指摘があります。RAPのドラフト段階の全文が住民に開示されていない状況で、補償金について口頭で示されて、今、合意しないとどんどん条件が不利になっていく、あるいは今の家をブルドーザーで壊されるというような脅しともとれるような発言があったというふうに住民は言っています。

そういう中で、RAPの完成前に、次々に住民が合意を強要されているという、私も指摘されていた、私が言うのも変なんです。第三者的な問題提起に対する対応がなされないまま、環境レビューにかける理由について教えていただきたいと思いません。

竹内 すみません、ちょっと最後の点だけ確認させていただきたいんですけども、対応がなされないままというのは、具体的にはもうちょっとご説明いただいてもよろしいですか。

満田委員 ごめんなさい、自分で言うからちょっと変な表現なんです。第三者からのその指摘がなされている状況です。住民移転問題については、例えば住民が合意への強要ともとれるようなものを受けている。あるいはRAPが完成される前に補償に対する合意を強要されている。あるいはRAPの全文が、住民が見る状況にない。そういった問題提起をさせていただいているんですが、それに対する回答はまだ受け取っていないと思うんです。調査中ということでした。でも、それにもかかわらず、環境レビューに踏み切ろうとしている理由について、教えていただきたいと思いません。

竹内 今、ご指摘の事項については、説明をさせていただく準備はあるんですけども、何か、まずどの点から言えばいいんでしょうか。RAPの全文が公開されていないのに、例えば環境レビューに踏み切る云々ということが仮にあるとすると、確かに事実として、今RAP全体のドラフトが公開はされていないということにはございます。ただ、一方で、今のご説明あったような、何も示されることもなく、口頭での説明のみで合意がなされていっているというのは、ちょっと事実認識としては違ってございまして、9月21日の住民協議会の場で、ミャンマー政府が補償支援の枠組みを具体的に、先ほど私が説明申し上げたような項目ごとに、どういった方針で補償支援を行っていくかということの説明を、これはハンドアウトの配布とともに行って、その場でここに書いているようなことを説明して、個別協議に入っていきたいというような話をして、しかもその協議に入ることも合意して、話は進んできていると認識しています。また、口頭での説明のみで、合意をとっていっているというご指摘についても、

当方確認によると、ミャンマー政府はきちんと書面で各世帯の資産保有状況を紙で見せて説明をしながら、説明がなされていることも承知していますし、またさらに移転交渉のやり方も、政府がとにかく個々の一軒一軒回って、強制だとか強要を行っているという指摘のところは、そこは仮に事実ならばよく客観的に見ていかなければいけないなと思うんですけれども、まずは稲作の農家であるとか、家畜を保有している農家であるとか、あとはまず農業では生計を立てていない方とか、野菜の農家であるとか、グループをまずちゃんとつくってもらって、グループの代表者というものを決めて、その代表者が色々グループを取りまとめながら、政府との間に立って、移転補償交渉を行ってきて、農民の側からはかなり色々な要望を出して、当初出していたものよりは、例えば米の部分なんかについては、当初3倍ぐらいという政府からの提示があったんですけれども、最終的には6倍になったりですとか、野菜のところも3倍から4倍になったりですとか、新たに転校に関する支援が加わったりと、色々な要望も聞きながら、移転補償していった計画をつくっていったと承知をさせていただきますので、何ていいでしょうか、その今強制であるとか、強要というふうに言われている点のところは、ご指摘いただいていることも含めて、客観的に見ていかなければいけないと思っています。

まさにそういったことを総合的に評価していくために、私どもとしては審査を行って、審査の前にまずこういった助言委員会等のプロセスに入っていきたいと思っています。まさにそういったことを確認していくプロセスの一環だというふうに理解させていただきます。

満田委員 すみません、あと一点だけ。個別の議論はまたさせていただきたいと思うんですが、あと一点だけなんですが、その環境ガイドラインに基づけば、大規模非自発的住民移転が発生するプロジェクトの場合は、住民移転計画が環境レビューに先立ち情報公開されていることということになっているんですが、これについては満たされているのでしょうか。

竹内 ガイドラインのカテゴリAプロジェクトのところの2ポツの部分ということで、今、ご指摘の点は。

満田委員 12ページの(1)の2ポツです。

竹内 2ポツですね。ですので、ワーキンググループ会合の前に、そこはご提示をして進めていくというふうに今考えてございます。

満田委員 いや、でも現段階で住民移転計画は完成されておらず、住民に対しても公開されていない。一般にも公開されていない状況であると理解しているんですね。それなのに環境レビューやっちゃってしまっているのでしょうか。

竹内 環境レビューの理解なんですけれども、私どもが環境レビューをかけていく前に公開をしてということであれば、ガイドラインとの齟齬は見受けられないと考えているんですけれども、ご認識はいかがですか。

満田委員 これについては前にも議論になったんですが、環境ガイドラインの策定のときは、環境レビューというのは審査に行く点で捉えるのではなくて、カテゴリ分類が終わった後にEIAやRAPのレビューなども含めた、ある程度の期間、つまりJICAが他の審査もありますが、環境社会面の検討を行う期間を環境レビューと呼ぶというふうに位置づけられていました。それに関して今、白黒はっきりさせるのは難しいと思いますので、また日を改めて議事録を引っ張り出してくるようにします。

作本副委員長 よろしいでしょうか。他の方々、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

松本委員 つまり、ワーキンググループの議論の前に、EIAと住民移転計画はファイナライズされたものが担当の委員に渡されると。それを見て検討するという理解でよいかどうか。

竹内 そのように予定してございます。

作本副委員長 私、作本の方からちょっと質問させていただきたいんですけども、これは2枚目の裏側なんですけど、当初のミャンマー政府対応と、JICA等対応と書いてあるんですけども、「2013年2月11日」から始まる第2パラグラフですけども、2行目に、「その結果、移転対象住民の退去等については、行われないこととなった。」と書いてあるんですけど、これはどういう意味合いでしょうか。ちょっと意味が読み取れないんですけど。

竹内 1ポツ目の説明との関連での説明なんですけれども、この1ポツ目のところで、この1月31日にミャンマー政府がこのSEZ内の住民の方々等々に対して、ここから14日間以内に退去しなさいということの公告のようなものが出されまして、それを受けてこの2ポツ目の対応を日本政府がとって、それによって要は14日間以内の退去というのを求めた対応については行われないこととなったと、そういった意味でございませう。

作本副委員長 わかりました。ありがとうございます。

他の方。

松本委員 さっきちょっと確認するのを忘れましたが、出資案件で既に環境レビューをし、もうお金を出したようなカテゴリA案件というのはありましたでしたっけ。

竹内 ないと思います。

松本委員 つまりこれがおそらく海外投融資の出資で、最初の大型インフラ案件というふうになるという理解ですが、何かこれまでの過去の海外投融資の経験もレビューされたJICAですので、特に私の記憶が正しければ、出資については霞が関の中でも色々な省からの議論もあったというふうに理解をしていますが、特にこの環境社会配慮面が出資案件だということで、何か議論が制約をされる、あるいはなかなか難しい部分というのがもしあるのならば、ちょっと教えてほしいですが。

竹内 出資だから、融資だからということで、何か環境社会配慮という面において

大きな差異があるというのは、ちょっとにわかには思いつかないです。もし、この後、ワーキンググループ会合の中でまたちょっとそういった論点が、こういったことがあり得るかなというのがあれば、またご紹介したいと思うんですけども、基本的には出資であれ、融資であれ、その事業の中でそういった環境社会に対するインパクトを起こさないということを、まずちゃんと確保していくというのは多分どちらであっても最低限やらなければいけないことだと思いますので、融資だとちょっと例えば何か考え方が違うとか、出資であれば同様にそういったことがあるかというのは、ちょっとなかなか思いつかなくて、基本的には共通だというふうに思います。

作本副委員長 他の方、いかがでしょうか。

谷本委員 補償のところのページ、次のところですか、お願いします。

4行目ぐらいですか、米と野菜、家畜もありますけれども、農地の400ha収用されると。それでかなりの面積、農地だと思うんですね。これ例えば米年間収量に対して、市場価格の6倍の金額を支給して、その米をつくっている農地を収用すると理解しているんですか。野菜であれば4倍のと。立木、パパイヤとかそういうふうな果物ですか、果樹であれば、その本数に応じてというふうな理解ですか。

竹内 土地は、ミャンマー政府がもともと保有している土地に生活なりをされていた方たちに対する移転という前提になっていまして、そこを使用されていた方々がただ生計手段を失ってしまいますので、それに対する補償支援としてこういったものがなされると。これ土地収用の価格ではないです。

谷本委員 そうしますと、一番上の移転先で居住先は提供されるということが書かれていますが、農地等は、例えば農家を続けたいという場合には、同等の面積、あるいは収量が得られるような面積の農地が無償で供与される。それを受けて農工器具等が提供されるという理解でいいですか。

竹内 農地に対して係る支援はなされてはならず、こちらに書かれているようなものでやられていると。ただ、農地を家屋の周辺で耕されている方が、新たに家屋を移転地でもらうとか、あとは農地しかこの区域の中にはないんですけども、SEZの中に家屋がある方のうち、希望される方は移転地で家屋が提供されるということはございますが、農地と農地での移転地の提供というのは、今回は補償支援策の中では用意はされていないという状況でございます。

谷本委員 農家の方はどうやって生計を続けていかれるんですか。

竹内 基本的な、詳細のところは、また引き続きワーキンググループ会合のところでもご説明していきたいと思うんですけども、年間の収量に対して、複数年度分のお金を支給して、その間に新たな生計手段を打ち立てていただくべく、支援を職業訓練だったり、斡旋だったり、そういったものを、支援をしていくと。今後、そういった計画をつくっていくということで、新たな生計の術を身につけていただくという形で、補償支援パッケージの考え方が計画されているという状況でございます。

谷本委員 そのあたり、満田さん、現地サイドでは、途中振りますけれども、話題にはなっていませんか。もう私の質問はこれでいいんですけれども、そうなんだということ。

満田委員 まさにそこがポイントだと思います。そこがポイントなので、そこら辺については、ワーキンググループで再度議論させていただければと思います。

石田委員 ごめんなさい、遅れてきて申し訳ありません。石田です。知識として知りたいだけなんですけど、移転先というのは農業ができないような場所なんですか。もう移転先も決まっていて、農業とかはできなくて、代替生計を立てなければいけないというそういう場所なんですか。もちろん詳細はワーキングでいいんです。

竹内 そうですね。基本的にそれぞれの方が家屋を建てた上に、非常に広い農地を持てるほどの広さはないというふうに承知していますので、土地そのものが農業に適さない、適するという場所ではなく、今は基本的には農地であったような場所のようなので、土地の性質によるものではないんですけれども、おそらく広さとして家屋及びその農地というのを持てるほどには広くはないというふうな形で、そういう意味では農業をなかなか営むのは難しいというふうに認識しています。

平山委員 先ほど指摘された12ページのところと、それから住民移転のところの、これは何ページなのでしょうか、その前ですね、先ほど副委員長が指摘された。その結果移転対象住民の退去等については行われないこととなった。これは上のポツの14日以内の退去等が行われないこととなったということなんですけれども、私、当初からこの件について疑問に思っておりますのは、このガイドラインが対象としているのは、環境配慮と社会配慮だと思っておりますが、そして、この件の一番典型的なところは、どうも社会配慮に係る分野については、このガイドラインに係る手続きが始まる前に、ミャンマー政府が何らかの行動を起こして、人権侵害などを行ったという状況ができたというところが一番問題なのだろうと思うのです。つまり、両方とも、社会配慮も環境配慮も、両方ともこのガイドラインに基づいて行わなければならないはずで、そして14日以内に退去を求めるなどということというのは、通常社会配慮を行うという観点からは手続き上承認されえないことが行われた。裏にある事情が、色々このJICAの環境社会配慮というのはうるさいから、その手続きに入る前に後々大きな問題になりそうな社会配慮の関係のところだけ、事実上既成事実をつくってしまえと、こういうふうに判断したのかなとも思えるような成り行きであることが、非常に私には気になっていたのですけれども、それに関して、2ポツのところですけども、それを止めたやり方というのが一体何かというと、日本政府がミャンマー政府に対して、両政府間の協力の覚書に基づいて止めたということになっておりますよね。私は、このガイドラインのどこかの規定に基づいて、これは止められるべきものではないか、その協力覚書に基づいて止めるべきものではなくて、ガイドラインのどこかの条文に反するからということで止められるべき性質のものではないかという、

そういう気持ちが最初からずっとあるのですけれども、そこらについてはどのように考えておられるのでしょうか。

竹内 経緯をご説明いたしますと、この真ん中のコラムのところに、1月の時点、2月の時点、この時点ではまだJICAの投融資を使うということは、まず決まっておらず、かつ要請などもなされていない。JICAプロジェクトとして認識は、もちろん幾つかの政府としてのオプションとしてJICAというものが候補と、内々で挙がっていたこともあるんですけれども、まずそういったものが公式にJICAというものが俎上に上がって進められるような状況には、この出資、海外投資という意味において、なかったということがまずあります。

私どもの認識は明確にお示ししておきたいんですが、この1月のアクションがJICAのガイドラインって色々うるさいぞと。そういったことを回避するために先にやってしまえということは、事実としてはないと思います。私を知る限りにおいて、このとき、完全に、ちょっと言い方が失礼に当たってしまってあれなんですけれども、こういった国際基準の環境社会配慮手続きというのをほとんどご存じなかったというのが、この1月の時点の状況ではないかなと思ってまして、それゆえ、2月にそういったものがあるんだと。日本と協力をして、経済協力をしていくのであれば、こういったルールをきちっと守らなければいけないんだということを、ルールを色々ご説明して、支援もして、理解をしてということをしてきたと。実際、一回ではこれ2月11日に行って話をして、それによってすぐに理解してということでは現実ございませんでした。何でそんなことをしなければいけなんだと。我々のルールに基づけば、この1月のこの対応で順法行為だということから始まって、それで何度も何度も説明を重ねて、それは国際的には通用しないということの説明をきて、ようやくかなり時間をかけて、回数を重ねて理解をいただいて、こういったルールがあるということをご承知いただいて、最終的には専門家の受け入れも理解をさせていただいて、専門家のアドバイスに基づくような対応をしてくれるようになってきたというのが、まさにこのプロジェクトの経緯かなと思ってまして、そういう意味ではこのプロジェクトの中でこういったルールということをかなり色々体得されてきてくださったのかなというふうに、我々としては評価をしているところでございます。

あと、何ゆえもともとJICAのガイドラインに基づいた対応をとってきていないのかというのは先ほど申した通りで、要はやっぱり私どもとしても、具体的に通常は事業者からの要請を受けないと、それがJICA事業というコンテキストの中ではなかなか語られないということがありますので、やっぱりオフィシャルに行政行為として、依拠する文書として、なかなかそういったことが位置づけられなかったと。ただ、本件がちょっと違うのは、今年の3月に経協インフラ戦略会議というところで、政府が公式にJICAの海外投融資制度による種々の活用を検討するという話はしておりますので、これも今から遡れば、出資要請を事業者から受ける5カ月ぐらい前の話だったんですけれ

ども、この決定をいただいてからは、私どもとしてももっと前に出るような形で対応はしてきていまして、そういったことも受けて、私どもがこの事業に関連するものというものの要素も含めて、専門家を派遣しなければいけないというようなこともあってアクションもしてきていますので、JICAガイドラインとの関係で言うと、そういったその時々での位置づけ、状況というのがあったということでございます。

平山委員 ありがとうございます。私が一番問題にしたいと思っておりますのは、このJICAのガイドラインでこのように社会配慮を行うということがあった場合に、1ポツの事実が既成事実として仮に成立した後に、日本のJICAに色々な技術協力なり、融資等が求められるということがあった場合にはどうするのかということです。それを例えばガイドラインの中で、手続きに入る前に、現在の手続きに入る前に、このような非人道的なことが行われているのであれば、これは一番極端な言い方ですけども、このような事業は受けないとか、融資はしないとか、そのことに関する判断基準というのが、このガイドラインの中にあるべきではないか。両政府間の協力覚書に基づくと、こう書いてありまして、まさしく今、ご説明ありましたように、多大な努力をしていただいたとはもちろん想像はいたしますけれども、このガイドラインの中の問題として、このような1ポツのような問題が生じて既成事実となった場合にどうするのかということは、書き込んでおく必要があるのではないかと。今後もこのようなことがあり得るのではないかとというのが、非常に私としては心配だということです。

作本副委員長 JICAの方、いかがでしょうか。

升本 すみません、実際にここにどういうふうに書いてあるのか、ちょっと今、確認はできないのですが、我々としてもその範囲とか、内容はもちろんケース・バイ・ケースで考えますけれども、我々の事業をやるに当たっては、当然その用地がどのように取得されたのか、そういうことも基本的には考えながらやっているということでございます。

平山委員 今、期待したお答えというのは、私は先ほど満田委員が指摘された12ページのところの解釈に絡んでくる問題ではないかと思っ、今のような指摘を再度させていただいたのです。

作本副委員長 ちょっと個人の意見であります、やはり今回のこのSEZにつきましては、JICAがその周辺のインフラに支援するのかというところから、我々はこの問題、知り得るようになったんでありまして、その後、その段階では直接このカテゴリにはおさまらないと。この審査対象にしないということに議論が行ったその先で、それならばもし海外投融資できた場合には、JICAはこちらの審査会にかけるのかという、そういう数段階経て今我々がこの問題をここで議論しているわけでありまして、全く先ほどのご紹介のように、投融資以前の段階では環境配慮、議論になっていなかったということは、全くなかったというか、やはり我々のここでの議論、全体会議での議論からすると、やはりちょっと認識不足があるのではないかなという気がします。

ちょっとそれ個人の印象ですけれども。

他にありますか。時間が45分ほどかかっていますから。よろしいでしょうか。

それでは、ワーキンググループの方でまた改めて検討していただくということで、とりあえずこの2番目の議題は終わります。

それでは、事務局の方から次のワーキンググループのスケジュールの確認をお願いいたします。

長瀬 それでは、ワーキンググループのスケジュールの確認をさせていただきます。別紙1をご覧ください。本日が11月1日金曜日の全体会で、まず11月8日、22日、25日というふうに、ワーキンググループを予定しておりますが、ここでまず、もし予定変更の方いらっしゃれば、おっしゃっていただければと思います。

石田委員 私、名前ないんですが、22日のフィリピン国洪水リスク管理にできれば参加させていただきたいんですけれども。

長瀬 22日の方ですね、石田様。了解しました。

石田委員 よろしく願いいたします。

長瀬 他にございますか。11月はよろしいですか。

それでは、12月の方、1カ月以上先ですが、こちらの方で何か変更点ございましたらおっしゃってください。

平山委員 すみません、12月6日、平山ですけれども、ちょっと都合が悪いので削除をお願いします。

長瀬 了解いたしました。12月6日。

松本委員 16がだめなので、20日で変更をお願いできますか。

長瀬 16がだめで、20日に松本委員。了解いたしました。

他にございますでしょうか。逆に今ので、12月6日が3名、9日が3名、16日も3名ですかね。どなたかこちら辺に可能であるという方、もしいらっしゃれば。

二宮委員 私、6日に。

長瀬 二宮委員が6日、ありがとうございます。

他にはございますか。

松下委員 9日。

長瀬 9日ですね。了解いたしました。まだ1カ月以上先ですので、また随時、確認とらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。1月以降も一応機械的に設定させていただいておりますが、もしこの日はもう絶対だめというのであれば、早目におっしゃっていただければ幸いです。

早瀬委員 1月6日はだめ。

長瀬 早瀬委員が1月6日だめですね。了解いたしました。他にございますか。

米田委員 1月31日がだめです。

長瀬 1月31日が米田委員だめですね。他にございますか。

岡山委員 1月24日が私は今回もちょっと都合が悪いので、できれば前か後にずらしていただきたいと思います。

長瀬 1月24日岡山委員、どちらにいたしましょうか。前か後ろで。

岡山委員 では、17にお願いできますか。

長瀬 17、岡山委員。ありがとうございます。

他に。

松行委員 私も1月24日が都合悪いので、先ほど米田委員が変更された1月31日にずらしていただければと思います。

長瀬 松行委員、1月31日ということで、了解いたしました。柳さん、今、手が挙がっていた。

柳委員 1月20日、都合が悪いんですけども。

長瀬 1月20日のご都合が悪いということですね。了解いたしました。他にございますでしょうか。よろしいですか。

米田委員 そうしましたら、とりあえず1月24日に松行委員とかわる形で。

長瀬 1月24日、米田委員。了解です。よろしゅうございますか。

では、ありがとうございます。ワーキンググループのスケジュール確認、以上でございます。

作本副委員長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入ります。4番目でありますけれども、ワーキンググループがこれまで検討してくれました助言文書の確定ということで、ここで3つ今日ありますが、ちょっと時間の関係で途中で小休止ということがあるかと思っておりますけれども、一つずつ順番に進めていきたいと思っております。まず最初にスリランカの新ケラニ橋周辺交通改善事業ドラフトファイナルですけれども、こちらの方のご報告をワーキンググループの主査、お願いいたします。

早瀬委員 それでは、スリランカの新ケラニ橋周辺交通改善事業協力準備調査のドラフトファイナルレポートに対する助言案です。ワーキンググループ会合は10月11日に開催されました。委員は作本委員、谷本委員、二宮委員、早瀬、松下委員、米田委員です。

配付資料、ここに書いてある通りで、適用ガイドラインは2010年4月のものであります。会合及びメール審議で確定した案がその後につけられておりますので、ご覧ください。

この新ケラニ橋というのは、首都コロンボの中心部を流れるケラニ河を渡河する橋をつくらうということなんですが、交通渋滞がやはり激しくて、そういった交通量を吸収するというので、新しい橋を1本つくること、そしてその橋と既存の道路網との編成、それを再整備するというので計画がつくられております。

その計画に対する助言案ですが、1つ目ですけれども、現在検討中の交通計画、これ

は都市交通のマスタープランが今作成中だという話がありましたけれども、それとの整合性について配慮することということです。道路事業の場合はいつも道路をつくることによってまた交通量が増えるというような悪循環が懸念されますが、そういった意味で交通量の他のモードへの変換も含めて、そういった総合計画との整合性を保つようという趣旨であります。2番目は、原子力庁の移転と放射性廃棄物の必要性について、その関連緊密度をもう少しはっきりとドラフトファイナルレポートに記述することということです。

この事業の一つの特徴は、計画地域に関連したところに、原子力庁の放射性物質の保管施設があって、この道路建設に関連して、その保管施設の移転をしなければならないということになっております。

次にスコーピングの関係ですけれども、ドラフトファイナルレポートの12-14ページの一、二行目の記述と、スコーピングマトリックスの評価の統一を図ることということで、これだけだとちょっとわかりにくいですが、本文の記述というのは、スコーピングマトリックスの評価というのは、事業の実施前と事業の実施後、その2つの時点における環境の状況を比較することによって、プラスマイナスをつけていくという趣旨で本文では書かれております。ところが、スコーピングマトリックスの個々の評価を見てみますと、事業実施前、つまり現時点の環境の状況と、事業実施後の環境の状況を比較するのではなしに、将来のある時点において、事業を実施した場合と事業を実施しない場合の比較を行うことによって、例えば将来のある時点で事業実施前と事業実施後ですと、渋滞がその二者の間で、渋滞が事業の実施によって少なくなるということで、温暖化ガスの排出等に関して言うと、プラスの評価がされるんですが、事業実施前と現在の状況と事業実施後の将来の状況とを比較すると、それはマイナスの評価になり得るというようなことで、本文の記述にある通り、事業実施前と事業実施後ということで整理して、スコーピングマトリックスの評価を記述することという趣旨であります。

4番は緑化対策の積極的な実施を図るべきこと。

次に環境配慮、自然環境等ですけれども、Recommendationのところ、クラックシオン濫用対策だけが記述されておりましたが、整備不良車対策についても記載することという趣旨です。

6はモニタリングに関してですけれども、苦情が来た段階ではモニタリングもしますというふうな書き方がされておりますが、モニタリングに関してもその重要性について少し認識を深めるべきであることということでもあります。

7番は先ほどの原子力庁の施設の移転に伴う環境影響評価ですけれども、もう少し明確に記載することという意見であります。

8番は同じ部分ですけれども、記述が少し簡易に認識し過ぎていないかという懸念がございますので、もう少し慎重に検討した上で記述すべきである。既存のこの施設の

取り壊し方、放射性廃棄物の運搬方法等について、関連する国際的な基準及び国内法に基づき慎重に実施すべきであるという重要性を記載することという趣旨であります。

9番は生物関係ですけれども、mitigation measuresのところでもう少し環境影響評価の際の記述と整合性をとって、具体的に記述すべきことということです。

ステークホルダー協議、情報公開に関してですけれども、グリーンバンスメカニズムについての記述があったんですが、JICA自身の異議申立て制度についてももう少し周知を図る必要があるということです。

11番はFocus Group Discussionについてですが、その実施の内容を詳細に記録すること。

12番、2ページ目に移りますけれども、これらの環境社会配慮、環境アセスメントの結果に基づいた環境管理計画、EMPですけれども、それがつくられておるんですが、記載はされているけれども、実際にこれがワーカブルかということ、少し不安があるということで、緩和策の実施、あるいはモニタリングの結果生ずる不適合への対応の流れといったことについても、時間軸を含めて明確に示すことという意見であります。

以上でございます。

作本副委員長 ありがとうございます。

それでは、皆さん方の方から何かご意見、あるいは質問があればお出しください。

岡山委員 ちょっとびっくりする文言が出てきて、びっくりしているんですが、例えば2番とか、8番のところで、原子力庁の建物を移転させることは不可避であるということで、その中に現在保管されている放射性物質等々もあわせて移転、あるいは処理処分が必要だということですよ。

早瀬委員 はい。

岡山委員 ちょっとこの後にもう一回助言対応表があったので、そちらもあわせて今見せていただいていたんですけれども、なので、先に言っているのかどうなのかもちょっとわかりかねるんですが、7番、8番のところで早瀬委員が今、口頭でご説明されたように、例えば放射性物質の現状の管理方法の詳細等、これも二重の密閉容器に入れられて現状保管されているということしか、ここには情報がないんですが、及びこの工事実施に伴って、それらの物質の輸送及び管理について、安全な輸送と管理に関して詳細な計画、あるいは方法、DFRに明らかに記載することというふうにされた方がいいのではないかなと思いました。

こちら対応表を見ると8番のところでも、重要性を記述するというふうにあるんですが、重要なのは重々承知なので、具体的にきちんとこれこれのように管理処分しますということが担保された方がいいのではないかなと思うのですが。

作本副委員長 重要性を記述すること、記載するということが、ご質問ありましたけれども、まずこれ幾つか放射性物質について、何力所か出てくるんですが、まずこの放射性物質について、記述箇所がなかなか見つからなかったんですね。分厚いDFRの

報告書の最後の方に、しかも学校等の一節というか、移転の後にこういう重要なことが入っていたということで、何か私どもはむしろこれを軽く見ていたのではないかという疑いを持ったことがあります。その文中にはもちろん国際的な基準、あるいはスリランカ国内法令に順守するというようなことは書かれてはおるんですけども、余りにこの放射性廃棄物が軽く見られているのではないかと。少なくとも我々がここで審査するに当たっては、重要な項目の一つでありますので、ぜひ少なくとも目次から見たらわかるかとか、あるいはいただいた要約、その中にも一言も出てこないんですね。放射性とか、そういうことが出てこなかった。それはやはり認識がちょっと低かったのではないかというような気がいたします。

実際、この放射性廃棄物というのは、量としてはそれほどでもないし、現在も鉛の二重の容器の中に含まれている。医療用のものと、たばこと書いてあったかと思うんですけども、そういう商業用の目的に使った廃棄物があります。ただ、かつて日本がマレーシアでこういう裁判所まで持ち上がったのも、放射性廃棄物、ある企業でありますけれども、そうなるやはり相手国側にこれを処理処分するための施設もなければ、もちろん決めているような法律もないというようなところで、こういう問題をどうやって扱っていいのかということは、とても大事かと思うんですね。

ここでは橋の建設事業そのものから出てくるわけではありませんが、ただ、この原子力庁を移転しなければならない可能性というのは100%あるというようなことが書いてありました。100%影響を受けるからどうしても動かさなければいけないというようなことが書かれていて、それならばということで、またさらに我々は入り込んでいって、では移転する場合、処分する場合ということで書かれている記述を見てきますと、最終的にJICAさんからいただいた答えは、移転移送はするけれども、処理処分はしないんだということを、一言確認をいただきましたので、そこまでの工程について気がつく指摘をさせていただいたようなことです。ですから、ここ数点には分かれて、助言の文章の中では分かれておりますけれども、これ全部の中でいわゆる処理処分の一歩手前までということで項目を並べたつもりであります。

以上です。

岡山委員 ということは確認なんですが、例えば我が国でも病院や大学などにもかなり低レベル放射性廃棄物というのはあります。実際に結構その辺にあたりもするんですが、それはもちろん国内法に基づいてきちんと処理処分、あるいは管理されているということで、本件ではここの施設内にあるそのような低レベル放射性廃棄物については、処分を行わず、移転先に同様に管理をするということによろしいのでしょうか。

作本副委員長 すみません、そこまでは今回の助言を検討していなくて、移転先の場所、移転するところまでおさめるという、運搬移転までおさめるということを聞いておりますけれども、移転先をどこにするかとか、候補だとか、その方法につい

では、子どもはまだやりとりをしていないんですけれども。

早瀬委員 移転後も同じように保管されるという趣旨だったですね。

米田委員 AEAというのは、国の役所であり、そういう放射性物質の管理、あるいはそれをもっと他の一般の人たちに指導する立場の役所である。そういう位置づけなので、移転に関しては、もうその政府のお役所が責任を持って実施されるということで、この事業の中でその運搬の方法であるとか、そういうところを書くところまではちょっと踏み込めないという理解です。

作本副委員長 自分で司会やるのもちょっと変なんですけど、どうでしょう、他にご意見、ご質問があれば。

石田委員 一点だけ、9番の工事に伴う非意図的外来種導入防止について啓発を行うというのは、とても大切なことだと思うんです。この国のこのケラニ橋周辺で工事することで、何か外来種導入に導かれてしまうような事態が想定されているというようなことなんでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

米田委員 実は、この助言は逆の立場といいますが、ドラフトファイナルに書かれている内容と、EIAの内容にこの部分については差があったと。実はEIAの方が非常に細かいことまで懸念して、この非意図的外来種導入の防止について作業員に説明をするというようなことまで書かれていたんですね。それからあと、その伐採についても、かなり細かい、鳥の巣があったら切ってはいけないとか、木に実がなっている時期には他の動物の餌になるので切ってはいけないとか、そういうことがたくさん書いてあったと。それがちょっと余りにも現実と少し離れているのかなと思ったので、実現可能性がちょっと難しいのではないかなと思われましたので。ただ、今度ドラフトファイナルの方では、外来種のことは全く触れられていないとか、ちょっとそこに差があったので、その両方を整合性をとって、かつ現実的に記述することと書いたのは、余りに無理なことを書いてもしようがないのかなと思うので、できるところで現実的な配慮を書いてくださいという意図で、この助言をつくりました。

作本副委員長 よろしいでしょうか。他の方。

それでは、この案件については、文言は修正する必要はありませんね。では、これで助言文を確定ということにいたします。ちょうど3時45分ですので、ここでちょっと小休止を入れさせていただいて、10分でよろしいでしょうか。

では、55分から開始するということにさせていただきます。

(休 憩)

作本副委員長 委員の方、大体席に戻られましたので、ちょっと時間は一、二分早いですけど、始めてよろしいでしょうか。事務局の方は、よろしいですか。

ではちょっと早目ですが、始めさせていただきます。

それでは、引き続きワーキンググループからの助言文章を確定する手順に入りたいと思います。

2つ目のチュニジア国のラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業ということで、これは協力準備調査のスコーピング段階ですが、それではワーキンググループの主査、よろしく申し上げます。

清水谷委員 この度、ワーキンググループの主査となりました清水谷です。これからチュニジア国、ラデス・コンバインド・サイクル発電施設建設事業（協力準備調査（有償））のスコーピング案に対する助言案について、ワーキングで話し合ったことをお伝えいたします。

まず、ワーキンググループの開催は10月18日に行いました。委員は石田委員、岡山委員、二宮委員、日比委員、そして清水谷でした。配付資料はチュニジア、ラデス・コンバインド・サイクル発電スコーピング案事前配付資料で、ガイドラインは2010年4月のものを適用しております。

その助言案ですが、この度、質問・コメントは事前に62個のものが集まりました。これを最終的に18まで絞り込みました。

その前にこの事業の概要について説明させていただきます。この事業は、チュニジア国の首都チュニスの郊外で、チュニスとそれからその近隣の港町であるカルタゴとの間にありますラデス地区において、発電施設の一帯があるのですが、そこでのラデスC発電所を建設するに当たってのスコーピングになっております。

それでは、助言案の全体事項からまいります。助言案の全体事項は3つあります。1番目、再生可能エネルギーによる発電を含めた、発電方法別の電力供給計画を記し、本事業の必要性をわかりやすくDFRに示すこと。これはスコーピング案の中には、この発電計画がその事業主体機関の方で決まっていたということで前提に話があったんですが、それより踏み込んだ、もう少し高いレベルの議論で再生エネルギーの利用についての政策だとか、そういった議論はなかったのかということが背景にありまして、その部分を必要性について、しっかりDFRに書く必要があるということで、これを述べております。

2番目、ラデスC発電所の周辺に立地する、あるいは今後建設する予定のある他の発電所、変電所、送電線などの建設の経緯や目的を整理し、それらの関連施設を不可分一体の事業とみなさない、あるいはみなす理由について、わかりやすくDFRに記載すること。この助言の背景は、このラデスの発電所群というのがもう既に既存の発電所が既に複数個あります。それから発電所に伴って変電所もありますし、またその郊外9kmや10km離れたところに複数の変電所がまた建っている。それをまた全国の送電網でつなげているということで、これらのそれぞれの関係を不可分一体の事業として、これがなかったら成り立つのか成り立たないのか、というところがワーキングをしているときに説明をしていただいて、やっと何となく理解ができたというところであったので、これはやはりしっかりDFRの中でその部分を図も入れながら、しっかり記述してほしいということを意図しております。

3番目、貴重種・希少種の保全に対する国内法並びに同分野の国際的な取り組みとの関係について調査し、必要に応じて種の保存における提言を行うこと。これはスコーピング案の中には貴重種や希少種の保全に関する国際的な基準だとかの説明はあったのですが、それを国内法に落として、どういうふうに規制がされているかという部分が記述されていなかったというところで、その部分をしっかりDFRに書いてほしいという意図で述べさせていただいております。

田中副委員長 すみません、清水谷委員、少し要点のところ、絞っていただいてもよろしいですか。

清水谷委員 では、代替案の検討です。これは1点だけです。4番、代替案の検討に当たっては既存データ等を利用して、再生可能エネルギーを利用した発電事業との比較検討を行うこと。また、環境社会面に関する評価にGHGの排出量をできる限り加えること。その上で、本事業の必要性をDFRに記することとしております。

次にスコーピング及びマトリックスですが、ここでは6つあります。

5番、ラデスC発電所から発生する有害廃棄物の具体的な内容及び推定される排出量を調査し、結果をDFRに記載すること。

6番、最も近い自然保護区の位置や距離、概要を示した上で、その自然保護区への影響を評価すること。

7番、サイト周辺にどのような生態系、特に海洋、沿岸、河川が存在しているのかを含めて、貴重種だけでなく、生態系の多様性の視点からも評価すること。

8番、温排水による影響を評価する場合は、温排水の拡散シミュレーションを行い、藻場等の生態系への影響を評価するとともに、漁業で生計を立てる住民が当該地区で存在する場合は、漁業への影響を評価すること。

9番、雇用や生計手段等の地域経済の項目を評価する場合は、漁業への影響も考慮すること。

あと10番、供用時の越境や気候変動影響は、Bマイナス、ある程度の負の影響との比較なので、文中の表現「影響はほとんどない」を評価と整合させることです。

次に環境配慮です。環境配慮は4点あります。11番、事業実施において、ガイドラインの値の達成を目指すことをチュニジア電力ガス公社に確認し、DFRに記載すること。

12番、本事業から発生する有害廃棄物について、発生から最終処分までのフロー及び処理方法をDFRに記載すること。

13番、大気拡散シミュレーションによる評価については、発電施設に対して最近隣の居住地区への影響を含め、DFRに記載すること。

14番は生態系への回避できない影響については、代替を含めた対策を策定し、提案すること。

社会配慮は2つあります。15番、発電所周辺地区の社会経済並びに発電所が面する海域の漁業の現状を調査の上記述すること。

16番、発電所建設により変化する海上輸送交通と、それが漁業に与える影響について調査すること。

ステークホルダー協議及び情報公開については1つあります。17番、第2回ステークホルダー協議の開催に際しては、関心のある住民、女性、社会的弱者が参加できるように取り計らうことです。

その他は1つです。18番、陸上交通、海上交通の変化に伴う規制や条例制定の必要性について検討することです。

以上です。

田中副委員長 ありがとうございます。このところから進行を交代させていただきます。田中の方が進行させていただきます。

内容についてのご質問、あるいはご指摘がございましたら、どうぞお願いしたいと思います。

作本副委員長 これ18番なんですが、「条例」というこの漢字は、地方条例の意味でしょうか。あるいはよく「条」と書いて、命令の「令」と書く、そちらordinanceという意味なのか。何でここに自治体レベルの条例が顔を出すのか、ちょっとわからないんですが、ちょっと教えていただければありがたいです。

石田委員 陸上交通、海上交通ですね。では「条例」取りましょう。規制制定の必要性でいいのではないかと思います。ご指摘ありがとうございます。

田中副委員長 では、規制制定の必要性について。他の点はいかがでしょうか。

よろしいですか。では、私から2点あるんですが、5番の有害廃棄物の話と、それから環境配慮のところにも12番に有害廃棄物の話が出てきておりまして、これは本事業から発生する、あるいはラデスC発電所から発生する、表現が微妙に違うんですが、これは、意味合いは有害廃棄物、これ同じものを指しているんでしょうか。違うものかという、これが質問の1点目です。

それから2点目は、10番の供用時の越境や気候変動影響、これは越境影響のことでしょうか。「越境や」というのがちょっとよくわからなかったので、言葉の意味を確認させてください。この2点です。

岡山委員 私の方から。ありがとうございます。5番と実は12番、続きになっていて、本来であれば1文にしてもよかったんですが、記載するところが違っていたので、ちょっと分けました。実は同じことを指しております。5番の方はご指摘をいただきましたので、例えば「ラデスC発電所」を「本事業」に直したいと思います。ありがとうございます。その上で、5のところはまずどのようなごみが出るのかということをも明らかにして、そのインパクトをスコーピングマトリックスのところでは廃棄物のところに記載するという意味で、環境配慮の部分では12番なんですが、さらにその廃棄物をどのように安全に管理するかということに記載していただきたいというお願いです。

清水谷委員 10番の供用時の越境の部分の意味なんですが、これはワーキングで配

付されたスコーピング案の中の26ページのスコーピング案という表がありまして、そこに「越境の影響及び気候変動」という項目として、工事中と供用時の説明があり、これは特にCO₂の発生に関して、その影響についての評価の理由が書いてありました。ですから、多分これは越境や気候変動のところでかぎ括弧で結んで、影響という形に変えれば、意味が通る形になるのではないかと思います。

田中副委員長 わかりました。それでは、5番の方がまず1つ、「本事業から」という表現で統一をするという、修文するということですね。それから今の10番のところは、越境や気候変動までかぎ括弧でくくって、の影響ということですね。「越境や気候変動」影響は、ということをございますね。

柳委員。

柳委員 細かいことで恐縮ですが、18番の先ほど条例の制定というので、条例というのを取られたんですけれども、「規制制定」ってわかりにくいので、変化に伴う交通規制の必要性について検討すること、の方がわかりやすいと思います。

田中副委員長 よろしいでしょうか。それでは、「交通規制の必要性について」というふうに、もう一段修文をするということにしたいと思います。よろしいでしょうか。

作本副委員長 今「交通」という漢字が3つ並んでしまうので、ちょっとうまくどこかを、陸上、海上……交通をどれか。

石田委員 陸上交通の交通をとれば。

田中副委員長 ありがとうございます。だんだんよくなるようですね。では、陸上交通の後の交通を取って、「陸上・海上交通の変化に伴う交通規制の必要性について」という修文になります。よろしゅうございますでしょうか。

よろしければ、こういう形で助言案も含めて確認をしたということで、この助言案については確定をしたいと思います。ありがとうございました。清水谷主査、どうもありがとうございました。

それでは、3番目の助言案についてでございますが、これはボスニア・ヘルツェゴビナ国の石炭火力の事業でございます。主査は高橋委員、お願いいたします。

高橋委員 それでは、私、高橋からボスニア・ヘルツェゴビナのトゥズラ石炭火力発電事業、このスコーピング案に対する助言案についてご説明をいたします。

ワーキンググループは10月21日に開催されました。担当委員はここにございますように、石田委員、私、そして長谷川委員、早瀬委員、原嶋委員、松本委員でありますけれども、石田委員と松本委員は当日ご欠席だということで、メール審議によって参加をされました。

この事業なんですけれども、もともとございます石炭火力発電所、この発電所、全部で6つの発電所が、同じ地域なんですけれどもございます。その発電所のうち、これはいずれも老朽化しておりまして、EUの環境基準を満たしていないといったような状

態ですが、このうちの3号機と4号機、これを廃止いたしまして、新たに7号機として、超々臨界圧の石炭火力発電所をつくろうというものであります。

この審議の際には、色々議論がありまして、全部で当初62項目あったものを22項目にまとめたわけですが、その際の審議として、1つは国全体のエネルギー、あるいは電力の需給等の計画、これが一体どうなっているんだろうというようなこと、それからこの発電所に関連をいたしまして、火力発電所ですから、石炭採掘、あるいは積み出し、あるいは灰の処分、こういった関連事業の影響、これも色々議論されました。またさらには代替エネルギー、代替案の検討についての議論、そして被影響住民への対応についてどうなのかと、こういったようなことが色々検討されたわけでありまして。

助言案としては全体計画としてここにございますように、まず4項目ございます。まず1つは、EUの環境基準、その他、現状の基準の順守の進捗状況、問題点、こういったようなこと、さらには先ほどお話をしましたような電力需要予測、あるいは電力管理計画等々、それからこの当該発電所が占める役割・期待、こういったようなことを記述してほしい。さらにはこの発電能力とか、あるいは運用開始年などについて、もう少し詳細な点についても記述をしてほしいというのはまず1点目でありまして。

それから2点目につきましては、気候変動ですね、これに対する影響、これについても十分考慮を入れるように、今後のエネルギー需給計画の策定などに際しては、申し入れをしてほしいということでありまして。

3点目、この表9.2-1というのは、発電技術の比較でゼロオプションの場合、あるいは亜臨界の場合、そういったことで比較表がございました。この比較表についての指摘といたしまししょうか、意見であります。

それから4点目は、これも発電事業と不可分一体の事業と言えるのか言えないのかというようなことございますが、構内鉄道ルート変更、さらには送電所、あるいは送電線変電所、あるいは灰処分、さらに石炭の採掘、積み出しなどについての影響、こういったものについてもきちんと確認をするということでありまして。

それから次が代替案の検討ですが、この代替エネルギーの比較の表がございました。、×、 、これがどういった意味なのかが明確になっておりませんで、これをきちんと記載をするということ。

それから6番目は、この代替エネルギーの比較表、これにおきまして、リグナイト炭とそれから輸入炭ですが、この比較表の評価した内容ですね、これが必ずしも明確でないということで、この評価内容をわかりやすく記載をしてほしいというのが6番目です。

それから7番目もこれに関連をしますけれども、再生可能エネルギーというのは経済性の観点から、代替案になり得ないということですがけれども、その理由ですね。単に経済性だけではなくて、環境方面も当然検討しなければいけないわけですが、この再生可能エネルギーが代替案になり得ない、その理由について、丁寧に記載をしてほし

いということであります。

8番目もこの代替エネルギーの比較表についてでありますけれども、これは天然ガスと再生エネルギーの評価理由、これについてもきちんと説明をすること。

そして9番目、これも先ほどの発電技術の比較についての部分でありますけれども、民有地の用地取得、そして住民移転、これについてでありますけれども、これが住民移転が想定されていないということで、それをもって社会影響への大きな負の影響がないということになってはいますけれども、この部分をきちんと記述をしてほしいということであります。

それから10番目でありますけれども、これはスコーピングマトリックスについてです。これは石炭火力の大気汚染についてですけれども、これは供用時評価がAプラスとなっているわけですが、当然、大気汚染がある程度想定されるということもありますから、影響の軽減、あるいは回避の方策、こういったことをきちんと検討する。そして、このAプラスそのものも見直す必要があるということです。それにも若干関連しますけれども、このスコーピングのベースが各項目によって緩和策とか対策を講じた場合、あるいは講じなかった場合、若干異なったベースで評価をしておりますので、ここをきちんと統一をしてほしいというのが11番であります。

そして12番、これは原水の取水及び排水、そういったことによる湖沼への影響、これについて生態系、そして水象、水利用、こういったものを一部抜けている項目もございましたので、きちんと考慮をすることということです。

それから13番目、これは事業地周辺住民の生活改善ということで、例えばでありますけれども、廃熱の有効利用、こういったようなことについても検討することということです。

次に環境配慮についてですけれども、これも川の水質悪化、こういうものが想定される場合には、軽減、緩和策の検討を行うことということです。

それから石炭中の重金属の大気への影響、これについても必要に応じて検討する。

さらに既存の発電所でも騒音が発生しておりますが、その騒音の主要発生源、あるいはその状況を確認することということです。

社会配慮につきまして、17番は、発電所周辺の土地利用、あるいはその周辺の住民の生計などについても記述をすることということですね。

そして18番目につきましては、不法居住、あるいは農業、商業、こういったような住民がいるというような場合がもしあれば、影響評価項目としてスコーピングマトリックスに書き加えることということです。

19番目につきましては、社会経済関連モニタリング計画、これを策定することですが、そのモニタリング結果、これをできるだけ客観的、定量的に評価できるように評価基準等を工夫することということです。

次がステークホルダー協議についてですけれども、20番目は直接の影響を受ける住

民ということだけではなくて、関心を持つ住民なども参加できるような、そういったステークホルダー協議の準備・開催を行うことということです。

そして21番目につきましては、別途発電所全体、幾つかある発電所の全体の灰処分場があります。その住民説明会がございまして、そこで色々意見がございしますが、そういったようなことにつきましても本事業に反映をすることということです。

そして22番目につきましては、簡易RAPなどの作成、こういったことについて、具体的に住民の意見聴取方法が決まっておりますが、ステークホルダー協議の際に行うとか、そういった適切な方法によって行うことということでもあります。

以上、22点の助言ということです。

田中副委員長 ありがとうございます。

それでは、内容について委員の方からご指摘、ご質問をお願いいたします。

それでは、松行委員お願いします。

松行委員 教えていただきたいんですが、18番で公共の土地で不法に居住したりというので、「不法に」というのが括弧に入っているんですが、これは特別な、例えばその伝統的土地利用権を持っているけれども、現在の法律上では登記されていないとか、そういったものを含むことをにらせているものなんですか。

高橋委員 これは土地そのものが公共で、既存の発電所の敷地の中ではありますが、これ松本委員、何か具体的にございましたか。

松本委員 この部分、記述がない。つまり公共の土地だから自動的に人がいないというふうに取り取れたので、そこにいるかどうかをちゃんと確認してくださいという意味を込めて「不法に」ということをつけています。

松行委員 そう伺うと、なるほどと思うんですが、何かこれだけだとそこまでのこの意味が、ちょっとわかりにくいかなというような気がします。

松本委員 いいかなとは思っているんですけども。

田中副委員長 わかりました。おそらく松行委員のご指摘は、この「不法に」というところにかぎ括弧がついていることが、何か別の意味を惹起するのではないかと懸念もあり、ご指摘があったかなと思いますが、案としてはこの案でいいのではないかとというのが、提案者側の原案作成の側でもこれでご理解がいただけそうであると。少なくともワーキングの方と、それから事業部局の方で、ちゃんとこの意味合いが通じていれば大丈夫かなと思いますけれども、よろしゅうございますか。

他の点、それではいかがでしょうか。

大体よさそうなのですが。私から細かなことを二、三点申し上げたい、確認させていただきたいと思います。1つは4番のところ、鉄道ルートの変更を、環境影響評価を一体として、不可分として評価してください、調査をしてくださいという話と、「さらに」という次のところですね。これ環境影響について確認するという意味では同じなんですけど、内容、対象物が違うので、これは読んだ感じでは2つに分けて、2項

目に分けた方がよろしいのではないかというのが1点です。

それから2つ目は、これはまことに表現レベルの話で恐縮ですが、12番のところです。原水の取水及び排水による、これ下流への環境影響（生態系・水象・水利用）ということだと思いますが、多分これは生態系・水象・水利用の項目というか、評価項目といいですか、項目においてこういう影響を考慮してくださいというように、この括弧の方を前に持ってきた方が、意味としてはより明解になるのかなと思いました。

以上、2点を指摘させていただきます。

高橋委員 どうもありがとうございます。12番につきましては、今、田中副委員長のおっしゃる通りで、この水利用とか水象のところが必ずしも明確に影響があるなしというようなことが、マトリックス上見えなかったものですから、これをきちんと検討してほしいと、そういう意味ですから、そこはでは今ご提案の通り、生態系・水象・水利用の項目において、この原水云々、考慮することというふうに修正をさせていただきたいと思います。もし、他の委員でご指摘等があれば、後でご意見いただければと思います。

それから4番につきましては、これは実は委員の側としては、例えば当然火力発電所ですから、灰処分も必要になってくるということで、それは不可分一体、あるいは少なくとも非常に関連のある事業ではないかという意見といいましょうか、思いが非常に強いんですが、JICA側の説明としては、この構内鉄道ルートの変更については、不可分一体事業ということで考えていると。ただし、一番意見のあった例えば灰処分場などについては、先ほどお話をしたように、6つの発電所がありますから、それ全体の灰処分場であるということで、それはまた別の事業としてその灰処分場の今後のまた色々改修といいましょうか、こういったことをやるので、そちらはそちらで環境影響なども考えると、そういうお話で、本当該事業とは一旦切り離したようなご説明を受けました。そこでJICA側として不可分一体と認めた構内鉄道については環境影響評価をします。委員側としては非常に関連がある。不可分一体に近いようなものとして一つの項目としてさらにということにつながって記載をしたと。実はこういう経緯がございました。

田中副委員長 了解いたしました。つまり、「さらに」と続けることの意味があると。かつ、そのことを事業部側とも確認をしているという、こういうことですね。

それでは、先ほどの指摘は撤回させていただきます。ありがとうございました。

それでは、12番のところだけ修文をさせていただくということで、この生態系・水象・水利用において、ということでしょうか。というのを前に出して、あとはこの原文の通りというふうにさせていただきたいと思います。

他の点はいかがでしょうか、委員の方から。

それでは、岡山委員どうぞ。

岡山委員 単なる確認なんですけど、先ほどの18番のところと多分関連すると思うん

ですけれども、9番なんです、これ要はこの土地の中に、やはり人がいるかもしれないので、それを18番で調べてくださいということの上で、それから社会影響の大きな負の影響を想定していないという文言を削除しろという意味でしょうか。

松本委員 違います。つまり民有地については、収用があることを書いているんですが、公共の土地について記述がないので、それが18番です。9番については、土地の収用があるにもかかわらず、住民移転がないことを理由に社会影響が大きくないという記述をしている。それは違うでしょと。住民移転のあるなしで、社会影響の大小を決めるべきではないと。従って、それは書くべきではないというのが9番の趣旨です。

田中副委員長 よろしゅうございますか。

それでは、先ほどの1カ所だけでしょうか。12番のところだけ修文をしていただいて、原案の通り助言案として確定をさせていただくということをお願いしたいと思います。それでは、ありがとうございました。

以上で助言文書の確定は終わりました、議題でいきますと5番ですね。先ほどまた審議したものがまたもう一回ここで挙がってくるわけですが、環境レビュー段階における報告、これを行うかどうかということのご判断です。

先ほどご審議いただきましたスリランカ、新ケラニ橋周辺交通改善事業に関する、今度は環境レビュー案の報告をいただいて、それについての取り扱いについてご意見をいただきたいと思います。

それでは、これは環境レビュー案の説明をまず受けてから、意見交換ということになるかと思えます。よろしくお願いいたします。

井本 本日はケラニ河新橋建設事業に関しまして、環境レビュー方針のご説明をさせていただきます。案件の概要に関しましては、先ほど助言案のご議論のところで紹介がありましたけれども、再度確認をさせていただきます。

本事業は、コロンボ市北部を流れるケラニ河に新規架橋、及びその橋につながる高架アクセス道路を建設するという事業でございます。このケラニ河の地点はスリランカの中で第2の都市であるキャンディとこのコロンボを結ぶ幹線道路ですとか、国際空港からコロンボに入ってくるための道路が集まっている結節点になっておりまして、非常に交通の要所でございます。こちらに新しい橋を1本架けまして、交通の分散化と交通渋滞の改善を図るという案件でございます。

今回、この案件に関しましては、環境レビュー方針といたしまして、こちらに記載させていただいている通りでございます。まず、全般的な事項といたしましては、EIAの報告書の承認、それから附帯条件の有無等の確認をする必要があるというふうに記載させていただいておりますけれども、環境影響評価、EIAの報告書は、昨日承認がされたことが確認されました。内容に関しまして、基本的にEIAの中に含まれている環境計画の実施を着実にすることを求める内容が記載されておりまして、追加の附帯条件等はございませんでしたので、それは確認済みでございますが、審査に当たりまし

ては再度、EIAに基づいてきちんと事業を実施することを先方、実施機関とは確認をしていきたいというふうに考えております。

それから公害関連、自然環境に関しましては、これまでの確認済事項に書いてある通りでございます。それに追加するものはないんですけれども、先ほどちょっとご議論がございましたAEA、原子力庁に関しまして、若干情報を補足させていただきます。こちら原子力庁は、スリランカの中で放射性物質の取り扱いに関する法整備と国際原子力機関、IAEAとスリランカとの事務調整を行っている機関でございます。放射性物質の医療用、研究用、産業用を利用目的とした利用促進の規制を行う組織でございます。こちらはそういう規制機関であるとともに、スリランカ国内の医療機関や研究機関等で使用された使用済みの放射性物質を、このAEAに集めて保管をするという役割を担っております。こちらで保管されている放射性物質というのは、ラジウムとかコバルトといったものでございます。例えば日本ですと、同じようなこういう物質を集めて保管する事業所というのが、全国で1,500カ所以上あるということなんですけれども、スリランカのコロンボではこちらの方でそれを集中管理している状況でございます。

この組織におきましては、IAEAとの調整機関を担って、各監督を行う組織でございますので、放射性物質の保管ですとか、取り扱い、運搬に関しましては、IAEAで定められた手順に従って行うということを、きちんとその設立法に明記されております。私どももこれまでの協議の中で、こういった形で保管がされていて、どういうふうに運搬をするかということは聞き取りをしてきておまして、先方からIAEAの規制にきちんと則っているということも確認はしてきておりますが、審査においてもその点、着実に実施していただくようにということは、再度きちんと申し入れをしたいというふうに考えております。

それから社会環境に関しましてですが、本事業の実施に当たりましては、住民移転が発生いたしますので、現在住民移転計画、RAPを作成中でございます。実は完成しておまして、昨日、10月末までに提出される予定だったものが、昨日一度出てきたんですけれども、内容の確認の方はまだJICAの方でこれから行う形になっております。これから発生する住民移転に関しましては、先方の方でエンタイトルマトリックスを作成しておりますので、その内容を確認して、そのスケジュールですとか、実施体制、それから移転関連費用をきちんと先方の方で手当てすることということを環境レビューの中できちんと確認をしていくことが必要となっておりますので、着実に事業を行う前提として住民移転が行われるように、私どもの方で確認をしたいというふうに考えております。

環境レビュー方針に関しましては以上です。

田中副委員長 今日いただいている資料の助言表との対応関係、それからA3版でいただいている環境レビュー方針の内容についてのご説明はお願いできますか。

井本 環境レビュー方針に記載されております確認事項につきましては、こちらに記載されてあります通り、EIAについては昨日、10月末の段階で承認済みで、こちらの方はパブリックコメントのためにウェブ、それから各事業所において一般公開されました。住民協議というのでも2回行われておりますし、これ以外にも少数の人たちを集めたFocus Group Discussionというのを複数回行ってありまして、住民の方たちに事業の説明をするとともに、今後の移転に関しての意見の集約を行っております。特段の反対意見は確認されておられません。議事録もEIAとRAPに添付されております。

本事業におきましては、代替案も含めて比較検討を行いました結果、住民移転等の社会影響や環境面でも有意性のあるルート、そして工法というのを選択して、調査の中で確認をしております。

これからもちろん実施中、工事中ですとか、供用後に環境影響というのが生じないかということを中心にモニタリングする必要がありますし、住民の方々の移転、社会影響についてもモニタリングをする必要がありますので、それについても実施方法を確認済みでございます。

公害関連に関しましては、ここに書かれてあります通り、大気、水質、廃棄物、騒音、振動、その他、原子力に関しては先ほどご説明いたしましたけれども、そういった事項に関しまして、モニタリングをきちんと行うことと、影響を最小に行えるような工法、その他をとることにしております。

自然環境に関しましては、首都コロンボ、商業経済の最も活発な地域でございます、保護区等にはかかっておりません。社会影響に関しましては、先ほど申し上げました通り、今回用地取得の必要性がございますので、395世帯の非自発的住民移転を伴うこととなります。今、ご説明いたしました通り、住民移転計画については、一応作成が完了いたしまして、今、承認もおりた状況でございます。住民に対しましては、土地、それから住居、商店等の構造物に対する再取得費用に基づく補償、また移転地の整備の予定をしております、移転地への移転を望む住民に関しては、それや引越し費用等、提供される予定になっております。また、住民の生計回復というか生計支援のプログラム等も計画されてありまして、苦情処理等のメカニズムの整備も通常の国内法に従ってきちんとされていることをこれまでに確認しております。JICAの方でもその住民協議の内容等は確認をしております、これまで一連の必要な情報は住民に提供されていることを確認しております。

いただいた助言に関しましては、基本的にJICAの方で実施いたしました協力準備調査の内容とも整合性をとって、そちらの方できちんと状況について説明をすることということと、幾つかRecommendationをきちんとすることという助言をいただいているというふうに理解しております。

まず、先ほども少しお話がございましたけれども、道路の整備をすることで余計に混雑が起こるのではないかとのご議論ございましたけれども、JICAで実施中の都市

交通の総合計画の調査がございまして、そちらの方で道路だけに頼らない交通計画のあり方というのを今議論しておりますので、整合性をとる形でこの案件についても進めていくということ、実施機関、そしてその監督官庁と合意をいたしておりますが、これからも事業の実施に当たりまして、先方とは協議を重ねていきたいというふうに考えております。

それから幾つか詳細設計に向けて提言を行う必要があるようなことですか、今後の維持管理に関してのご提言もいただいておりますので、そういったことに関しましても、先方政府との議論の間で強調して説明をし、先方の理解を得て取り組みを促すようにしたいというふうに考えております。

以上です。

田中副委員長 ありがとうございます。ただ今、環境レビューの方針、それから助言との対応関係についてご説明いただきました。先ほどまで審議を、あるいは意見交換をした助言の内容でございますが、どうぞまず関係する委員の方から。

それでは、どうぞ。

作本副委員長 やはりまだ放射性廃棄物のところ、不安が残ります。そもそも私もこの案件は、DFRまで来ているんですが、初期段階のものは橋の設置場所でこの原子力エネルギー庁、100%動かさなければいけないというんだったら、そのときにゼロオプションも、あるいは他の代替案も含めて検討していただきたかったですね。DFRまで来てしまっている段階で、今さらこの案をゼロに戻せとは言い切れないという難しさもありますので、色々事情もあることでしょう。そういうことで最大限、今の段階でできることをやってくださいということで、運搬等について気をつけていただくということで持ってきたんであって、そういう意味では私、まず環境レビュー方針の中の公害関連、先ほど相手方とよく話をした上で、放射性廃棄物をは気をつけると言っただけでございますけれども、この公害関連の中にレビュー方針できちんとうたっていないということはやはりとてもショックですね。せめてこの放射性廃棄物の移転等については、十分注意するというか、留意する、そういうようなことを書き込んでいただきたいということが、公害関連であります。

あと、同じ関連でありますけれども、その上の公害関連の前半の部分でありますけれども、これ国内法によって規定されていると。だからこそ、環境社会への重大な負の影響は想定されない、こういうちょっと表現は、私、とっても受け入れがたいんですね。途上国ではエンフォースメントの問題がもう既に出ているわけです。立派な法律はどこでも導入して制定するわけですから、それに対して実施面のことが我々が一番気になっているわけでありまして。法律にそのまま従ってくれないということが、もうあちらこちらで見えているわけですから、そういう意味では先ほどむしろ口頭でご説明いただいたようなことを法律に規定されて、それに沿って実施していただくことを確認するとか、フォローすると、そういうようなことで、この内容をまとめていた

だきたいと思います。

以上です。

田中副委員長 今のご指摘はどういうふうにとめたらよろしいでしょう。事業部に、委員としてレビュー案に対して、そういう印象、感想、指摘を持ったので、述べたということかと思いますが。

他の委員はいかがでしょうか。それでは、満田委員どうぞ。

満田委員 今の作本副委員長のコメントにも関係するんですが、ちょっと協力準備調査のドラフトファイナルレポートに関する助言案と、この環境レビュー方針の対応ができているのかどうかというのが不明なんです。確認済事項、この環境レビュー方針の方は、上の方で確認済事項として、下の方で環境レビュー方針となっていて、つまり、もう済んでいることは上に書いて、下の方でこれから環境レビューでやっていくことが書いてあると理解しているんですが、ちょっと下の方の欄が余りに何も書いていないなという印象を受けました。私、この協力準備調査を読んでいないので、個々の具体的な内容はよくわからないんですが、例えば自然環境については、上の方で書かれているのは国立公園等の影響を受けやすい地域、またはその周辺に該当しないと、よく環境チェックリストとかで書いてあることしか書いていなくて、その外来種に関する影響について、例えば助言案の9番で書いてある、個別具体的に、どの程度具体的な何かがあるのかはちょっとよくわからないんですが、それについては何も取り立てて確認とか、例えばしなかったのかなとか。今のその作本副委員長の言ったその放射性物質については、特に気にかかるところなので、そういうところこそ下の方に書くべき。公害関係と自然関係が特にないというのは、ちょっと余りに確認しなさ過ぎだなと思いました。

その使用済み放射性物質、日本では1,500カ所なの、スリランカでは1カ所で管理されて、その量もちょっとよくわからないんですが、何かやはりこの助言案に書いてあることについては、環境レビューの中でよほどもう既に明らかにもう確認しましたということ以外は、環境レビューの中にも含めるべきなのではないかと思いました。

以上です。

田中副委員長 今の具体的なご指摘で、公害関連、自然環境に係る環境レビュー方針案に対する記述が不足しているということですね。特に、例えば自然環境についていえば外来種の件、それから公害関係で言えば放射性物質の扱いですか、移転に伴う取り扱いの件、これをレビュー方針に書きこむ。これは先ほど作本副委員長もご指摘されたことかと思いますが。

他の委員、いかがでしょうか。では、早瀬委員どうぞ。

早瀬委員 3番のところなんですが、ちょっと対応結果を見て今戸惑っているんですけども、スコーピングというのは現状と事業実施後について比較するというのは、私は、これは基本だと思っているんですけども、そういうことを本文の中に書いて

あった。でも、スコーピングの段階では、現状と事業実施後と比較するのではなく、将来のある時点での事業のあるなしと比較されている。だからそれは本文との記述と違いますよということで統一を図ることという趣旨で申し上げたんですね。ここで書いてある答えは、基本的に現状と事業実施後について比較するんだけど、CO₂についてはそうはしませんということが書かれていて、何か本文とスコーピング表との一致はあるんですけども、基本的なスコーピングの考え方とは乖離してしまっているというふうに理解するんですけども。

ちょっとこのコメントを出した背景には、道路をつくるのがCO₂の削減に結びつくんだという主張に対する私たちの懸念がある。道路をつくるのが、単純にそのCO₂の削減に結びつくというのは、常識的に考えるとやっぱり納得しづらいところがある。だから道路をつくるということは、交通量の需要をさらに喚起することにも結びつくのではないかと。そうすると、単純にCO₂の削減に結びつくという評価を、環境配慮の段階で認めるということに少し抵抗がある。少しというか、私は大きな抵抗があるんですけども、そういう意味で基本的には現状と将来の事業の実施後と比較するというのでやっていただいて、ただ、道路をつくることによって削減する部分もあるというのはよくわかるんですけども、ここだけ違うような、違うもの同士、将来のある時点での事業のあるなしというのは、もうどちらも仮想的なものを比較していることになっているような気がして、少しちょっとこれ納得できないなど。もちろん現状の交通量を把握していただけるわけですから、現状の交通量と将来の交通量とでそれを比較されればいいのではないかと。そして渋滞の緩和によるマイナス効果をそこに足し合わせれば、現状と将来のCO₂の比較というのはできるのではないのかなと思うんですけども、どうでしょうか。

田中副委員長 今の点は、具体的なこの助言対応表の内容に対する指摘かと思いませんので、この点はいかがでしょうか。

間宮 経済基盤開発部の間宮と申します。準備調査の方を担当しておりました。私から回答させていただきます。

CO₂については、おっしゃる通り現況から比べるということも、他のプロジェクトでもやられているとは思いますが、本件のこの場所につきましては、交通需要予測の結果、かなり交通量が増えるということはもう明々白々にわかっておりましたので、その点、早瀬委員のご指摘の通り、交通量が増えるということを踏まえた上で、それであればウィズアウトプロジェクトとウィズプロジェクトで比較しようということで、このような比較をした次第でございます。ワーキングのときには、ドラフトファイナルレポートには全て現状と比較するというのでしたので、その記述が事実と違っているの、そういった記載を直すようにということで、最終的にそういう助言になったかというふうにちょっと理解しております。

田中副委員長 早瀬委員、いかがですか。

早瀬委員 あらゆる事業のスコーピングの際にプラスマイナスどう評価するのか。何と何を比べるのかというのは、統一しておくことがやっぱり必要かなという気がして、それならばやはり環境影響評価の場合には、現状と将来の事業実施後と比較する。その上で影響がプラスのものについて、環境配慮対策を講じていくという流れが環境影響評価の流れですよ。

だから何と比較するかというときに、今日はもう一件の方では、何か同じようなものがもう一つありまして、大気汚染対策の場合には、煤塵だとか、処理装置だとかをつけた後と現状とを比較してスコーピングをしている。処理装置をつけた後と現状とを比較して、スコーピングしていた。その結果、大気汚染対策のところはプラスの影響がある。大気汚染についてはマイナスではなしに、石炭火力をつくることによってプラスになるんだというふうなスコーピングの評価がされていたので、意見を申し上げていたんですけども、そこも対策を講じた後と現状とを比較するのではなしに、対策を講じる前、石炭火力にすることによって、どのような将来の影響があるのかということの評価した上で、それで対策を講じていくというのが、スコーピングの基本かなというふうに私自身は思っています、その辺の考え方を少し一度整理しないと、スコーピングやる度にこういう議論になるのかなと。あるいは担当の委員が変わる度に違う議論をすることになれば、JICAさんの方も困られるのではないのかなというふうな気もするんですね。

田中副委員長 ありがとうございます。共通的なご指摘かと思えます。

間宮 今、ご指摘の統一性というところなんですけれども、このプロジェクト特有の事情というものが一つ、特異性というのがあります、それは何かと申しますと、現状で調査を開始した時点では、先ほど井本からご説明しましたコロンボ・カトナヤケ高速道路という高速道路がまだオープンしていないんですけれども、こちらがオープンする予定であるというところでしたので、現状、明らかに交通量が増える要素がある、そういった高速道路がオープンしていない現状値と比較しても、余り意味がないのかなということもちょっと感じた次第で、そちらも現状ではなくて、ウィズアウトプロジェクトと比較したという、一つの原因になっております。

田中副委員長 どうでしょうか。私の理解では、早瀬委員がご指摘されたのはつまり比較の対象の、さっき高橋委員からも、スコーピングのベース、要するに何を基準といいますか、比較対象のもとにするかという話がありました。要するに、その影響があるなしというのを評価するわけですが、その際、早瀬委員からは、その現状とそれからこの事業が行われたときの状況を、つまり事業実施後の状況と現状を比較対照する。これが一つの考え方だと。それから今、お話のあるのは、将来をトレンドして、そういうプロジェクトが行われたときと、プロジェクトが行われなかったとき、つまり30年後とか20年後の将来をまず設定した上で、20年後のプロジェクトがあるときとないときを比較対照する。そういうお話ですよ。今のね。だから、そう

いう原点のとり方というか、いわゆる基準点のとり方もあるんだけどもと。その点を早瀬委員はちゃんとそれを整理しておいた方がよろしいのではないかと。そういうご指摘かなと思います。そういう理解でよろしいでしょうか。

このことは、先ほども石炭火力の話、ボスニアのところに同じように高橋委員が、スコーピングのベースを明確にするべきだと。この場合は対策を行わなかった場合ということ的前提にすべきだというようなご指摘があって、確かにこの点ともやや関係もするし、うまく整合しておかなければいけないなと思うところではありますが、他の委員からいかがでしょう。何かこの点についてのコメント、あるいはご意見がありましたら伺います。

岡山委員 私も常々その辺は疑問に思うこともあったんですが、とりあえずちょっと一旦まとめると、要は現状とそれから何らかの事業を行って、20年後との比較を行う方がよいというのが早瀬先生のご意見で、ただ私は、それはちょっと実は意見が違って、やはりトレンドで伸ばしていったBAU (Business as usual) と、それからプロジェクトを行った場合の時点をそろえて比較した方がいいのかなとは個人的には思っています。

ただ、そこでいつも感じるジレンマは、特にこういう交通案件でよくあるんですが、人口が伸びます、経済が伸びます、だから交通量は絶対増えます、だからつくりましょう、というのがほとんどで、でも本当にそうなるのかという、未来予測のそもそものベースラインの確からしさが、確認ができない。本当にそういう予測のもとにただ伸ばしていってしまう。それに対応するプロジェクトを事前に急いでつくることの是非というものが、ちょっと判断しがたいことがままあります。私の専門の方で言えば廃棄物も同じで、絶対増えますということ的前提にして焼却炉をつくるんですけども、しかしごみが減ることもあるわけです。そういうことを踏まえると、なかなかBAUとの比較というものも正当性が問われてしまうのかなと。すみません、そもそも論なんですけど、コメントです。

田中副委員長 そういうことはよくありますね。特に公共施設の場合は。そういう過大な予測をして失敗した例は日本でもたくさんあって、水道とかダムとか、あるいはごみもこれからそういうことになるかもしれません。ありがとうございます。

他の委員でいかがでしょう。この点の取り扱いに関して。

それでは、二宮委員。

二宮委員 私も早瀬委員のご意見に同意ございまして、今、岡山先生がおっしゃったようなそもそも論ももちろんどこかできちっと議論をする必要があるかと思うんですが、少なくとも今、現状色々ずっと環境社会配慮をやってきているプロセスの中では、事業の前と後というので基本的に比較をしているので、やはりここだけがそうっていないというのは、非常に不自然感があるので、ここもそうそろえておいて、ただし書きのところウィズ、ウィズアウトというところの視点も、この項目につい

ては非常に必要であるという書き方をする方が、すっきりするのではないかというのが、ワーキンググループのときの議論だったと思います。

ですから、ここだけ無理やりといいますか、ウィズ、ウィズアウトにすると、やっぱりちょっと不自然感が残るとというのが印象です。基本的には今、岡山委員がおっしゃったように、開発をしますと交通量が増加していくということは前提なので、事業によってインフラがよくなって、それに伴ってトランスポーターションが、ボリュームが増えていくということは避けられないので、その視点に立つとどうしてもマイナスにしかならず、ちょっと評価をする視点から見ると苦しさが残るので、ここだけウィズ、ウィズアウトにするというやり方をしたくなる気持ちはよくわかるんですけども、ずっとそうするとこのままこの問題が常に残って行って、常に同じ議論をしなければいけないということになるので、どこかですっきりした方がいいのではないかというのが、早瀬委員のご指摘だったというふうに理解をしています。

田中副委員長 ありがとうございます。今のご指摘の大事な点は、少なくともこの案件については、他の項目との関係で見れば、現状とその対策、この事業を行った後のものを比較しているのに、ここだけそのウィズプロジェクトとウィズアウトプロジェクトというやり方、いかにもこの項目だけそういう扱いをするのはいかがなものかと。それは不整合、不統一ではないかという含意ですよね。そういうご指摘だったと思うんですね。そのことは多分、早瀬委員も前提にされていて、こういう記述、回答の仕方はいかがかなと指摘されたと思います。

それで、ちょっとスコーピング全体の扱いについては、これ一回事務局で整理をしていただいたらいかがかなと思ひまして、そもそもそのスコーピングの今言った比較基準の場合の、どういう基準点に対して、こういうことがプラスだとかマイナスだとかいう影響評価、AマイナスとかAプラスとかするわけですが、そういうのはどういう考え方をしているかということ、これは色々な案件について整理をしていただいて、それで議論した方がいいのではないかなと思います。どうも二通り意見がありそうだし、確かに今までケース・バイ・ケースで行われてきたというような印象を私は持っておりますので、それについては汎用的な共通的な扱いについては、そういう形にさせていただきたいと思いますが、この案件については確かに不統一であるというご指摘はごもっともなような気もいたします。

いかがでしょうか。

間宮 このケラニプロジェクトの中で、他の項目との不整合という点につきまして、例えば大気質ですと、現状であるポイントでこの値を測れば、ここの大気質のよさ、悪さがわかる。それを将来モニタリングするポイントとして定期的に使うことができる。水質にしてもしかりだと思ひますけれども、そういうことができます。ただ、CO₂については、ここの1ポイントのものを測れば、この事業から出るCO₂全て測れるわけではありませぬので、そういったことで他の項目とはちょっと性質が違う

のかなと考えておりました、その点の整合性については、助言対応表の方に記載した通りでして、英語で書いてありますけれども。

田中副委員長 先ほど早瀬委員がおっしゃられたのは、現状の交通量と、それからおそらく現状交通量の調査をしている、そういう必要性の中から将来計画立てられているから、その現状交通量のデータがわかれば、それなりの排出量の推定ができるのではないかというのは、先ほどの委員のご指摘だったのではないですか。

間宮 そうですね。現状交通量からの推定のCO₂の量ということで可能でございます。

田中副委員長 そういうことでよろしいですね、早瀬委員。

さて、このことについては少しこの点、今言った点を踏まえていただいて、助言対応結果について、もう一回再検討していただきたいというのは、助言委員会からの指摘にさせていただきたいと思います。

さて、それで結論は環境レビューの案について、改めてワーキンググループを開催して審議する必要があるかどうかという点でございます。一応、予定されているのは、11月25日に仮予定をさせていただいております、今日のレビュー案の内容を見た中で、どうもこれはやや不足である、あるいはもうちょっと追加、再検討すべきだということが、幾つか委員から出てきております。そういう点では、内容について、もう少し掘り下げた、あるいは突っ込んだ検討が必要かなという印象もあるわけですが、委員の皆さんに11月25日のこの環境レビューに関するワーキングの開催の是非について、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

満田委員 今、しんとなった状況を見ると、皆さんのキャパが上限に達しているのではないかという気はしているのですが、私も積極的に何か手を挙げるつもりは毛頭ないんですが、ちょっとこの環境レビュー、つまり2つあって、協力準備調査のまだファイナライズというものがされているのかされていないのかよくわからない、多分されていなくて、公開もまだということと、それと環境レビュー方針がこの協力準備調査に対する委員会としての助言に足りないのではないかという意見かなと思っていて、ちょっとこの環境レビュー方針自体、そのJICAさん、今の議論を踏まえて、何かもし改訂されるのであれば、それをフィードバックしていただく方がいいような気がしました。

以上です。

田中副委員長 今の点は、ご提案はなかなか魅力的なんです、もう一度環境レビュー方針案の再審議をする。フィードバックをしていただいて、全体会でやるか、あるいはメールでやるかというのは、またこれもお諮りはしなければいけません、ワーキング開催に至る前に、もう少し確認をしたらどうだろうか。つまり、本日もいただいた環境レビュー方針案のある意味、差替えをお願いしてはどうか。こういう趣旨のお話かなと思います。

他の委員はいかがでしょうか。

松本委員 私も自分が発言しないで聞いている限りは、これはワーキング何もせずにこのままということではないということだけは感じておりますが。ごめんなさい、タイミングを逸してしまったんですが、一点だけ確認をさせていただきたいのは、その事業名が変わっていることによって何か中身が変わっているかという点なんですね。これは時々、我々JICAの事業を検索するときに、調査のときと実施のときで事業名が変わって、困惑することがあります。これももともとは「新ケラニ橋周辺交通改善事業」だったものが、今回、「ケラニ河新橋建設事業」に変わっているんですが、これによって事業内容に変化があったかだけ確認をさせてほしいんです。

田中副委員長 この点、どうぞお願いいたします。

井本 事業概要には一切変更はございません。調査で実施したスコープで出てきた最終報告書に従って事業は実施されますので、一切の変更ございません。

松本委員 理由があるんですか。過去のものを追いかけることがあるので、実を言うところやって変わると、そういう趣旨でいくと、時々困るんですが。

井本 調査を実施するときには、基本的には先方から何らかの文書を取りつけるという形をやらないので、JICAの方で事業内容を勘案して、最もわかりやすい形で調査名をつけるんですけれども、借款の方の事業となりますと、先方から要請書が出てきますので、先方がそこで先方の計画内にある事業名を使って要請書を出してきますと、基本的にはそれを尊重する形で事業名をつけるということになります。それで今回も調査の段階と実際の今のレビューの段階で名前が変わってしまっていると、そういうことでございます。

作本副委員長 今、松本委員からご指摘で、新橋建設だったらこの原子力エネルギー庁の移転は、はっきり言ってこの我々議論すべきテーマから外しても構わないぐらいの印象があります。

松本委員 案件概要見ると同じなんだ。

作本副委員長 ああ、そこで同じですか。

田中副委員長 作本委員、そういう意図はないということなんです。

作本副委員長 信じたいと思いますけれども。

田中副委員長 意図はないということで。

では、どうぞ、何か。

升本 いま環境レビューのワーキンググループの話が出たのですが、我々としましては、基本的には我々が持っている情報で議論していただきまして、確かにその助言の反映ぶりについては、改善する余地はあると思われまますので、できましたら、ワーキンググループの開催ということではなくて、今回の議論を踏まえまして、そこをちょっと改訂させていただいて、それをメールで確認していただくということで、対応させていただければというふうに思います。

田中副委員長 わかりました。主にワーキングでご審議をいただいた早瀬主査以下、何人かの委員がいらっしゃいます。それから今日ご発言をいただいた委員もいらっしゃいます。今のそうしたWG委員の皆さん、それからあと助言委員の皆さん、他の委員の皆さん合わせて特にご異論がなければ、私もそういう形でもう一度この環境レビュー方針の内容、案について再確認をする。それで、どうしてもやはりこれは必要があるということでありましたら、ワーキングの開催に至る。そういう条件、留保つきで、ひとまずここは確認をしたいと思いますが、いかがでしょうか。差替え案をお出しいただくということですが。

ではどうぞ、二宮委員。

二宮委員 一点確認させてください。今の田中副委員長のご提案で私はいいと思っていますが、ガイドラインの12ページ、13ページのところなんですけれども、環境レビューという3.2.1のところ項目があって、その隣のページの一番下に、3.2.2のモニタリング及びモニタリング結果の確認というのがあるんですが、環境レビューについてはDFRのところで議論をした内容を反映して確認していただいて、それでもレビューの項目に入れる必要があるということを入れるわけですよね。それで、そのときにこのチェックリストを参照しなさいということなんですけど、例えばチェックリストの中に助言の中でもモニタリングをする、DFRの中にもモニタリングをすることがもちろん入っていますし、助言の中でもそれについて補足のコメントが出たりしているわけですが、チェックリストでその他のところに、モニタリングという項目があるんですが、これはモニタリングが実際にきちとなされるのが検討されているかどうかということを確認すると。それはもうこの議論の中で十分反映されているので、例えばレビューの項目の中にはモニタリングについてはもう特に含まないという、そういう理解でいいんでしょうか。

田中副委員長 今、二宮委員おっしゃられたモニタリングというのは、今日の環境レビュー方針に記載されたモニタリングという項目に関係するところのことを指していますか。

二宮委員 ええ。

田中副委員長 そうということですか。

二宮委員 はい。もう少し言いますと、つまりここでモニタリングというのはレビューの中で入っていなかったとしても、3.2.2のところ、モニタリング及びモニタリング結果の確認というのがあるって、これはレビューの項目の中にそういったことが入っていようがまいが、後日、もしJICAが必要であるというふうなことが生じたら、ここに書いてあるような先方に対する伝達や、確認や、状況の精査とか、そういうことはできるのだということですよ。

長瀬 今、ご質問いただいた3.2.2のところですよ。こちらの方につきましては、ガイドラインにある通り、実際にプロジェクトを進めていく段階において、実際にカ

テゴリAのものが中心になりますけれども、モニタリングをきちんとやっていくということになります。実際に先方政府と話をしている中で、こういった項目をモニタリングしていきますよということをきちんと合意してやっていくものでございます。

二宮委員 すみません、非常に基礎的なことの確認で、私もそういうふうに理解していたのですが、そうであれば、この段階で確認された事項を確認事項の中に入れていただいて、そこから漏れるというか、そこで十分確認し切れない部分について、特別にレビュー方針の中に入れていくということで、特別にもう一度ワーキングを開くということは必要ないのかなと思ったんですが。ただ、一点だけ先ほど作本委員からご指摘のあった、やっぱり原子力、放射性物質のことについては、ワーキングの中でも議論が随分ありましたし、こういうご時世というか、原発事故による国内の状況を考えても、ここはやはり何らかの形で含むような内容にさせていただくのがいいのかなというのが、個人的な感想であります。

田中副委員長 そうすると、今の二宮委員のご提案は、この環境レビュー方針の全般的事項という、5)のモニタリングという項目のところに、放射性物質の移転に伴うモニタリングという、放射性物質に係るモニタリングですか、移転に伴うモニタリング、そういう何らかの追跡調査をすることを明記したらどうか。そういうご提案というふうに理解してよろしいでしょうか。

二宮委員 いえ、そうではなくて、このモニタリングは、全般的事項のモニタリングというのは、モニタリングをしていきますよということがワーキングの議論を通じて確認できましたということですよ。ですので、そのモニタリングの項目の中に放射性物質のことを入れていただいても結構ですし、むしろそのレビュー方針のところでは何らかの形で放射性物質のことを含めていただいても、それはどちらでもいいと思います。

田中副委員長 了解しました。それからもう一つ、これは私の理解の確認ですが、今、二宮委員がおっしゃられた3.2.2のモニタリング及びモニタリング結果ということで、これ特に第1項から始まって、第8項までですか、項目がありますが、第1項のところにJICAは原則としてこれこれについて一定期間あいて、ここにモニタリングの中の重要な環境影響項目について、モニタリング結果を確認すると、こういうことがある。これはいわば一般的規定としてあると。おそらく具体的に何をモニタリングするかということが、この環境レビュー方針の中に書き込まれている内容をもとに、これを中心にモニタリングし、その結果が報告されるというふうに理解をしています。つまり、ここに書かれていない項目までは基本的にはモニタリングされないのではないかなと思うんですが、そういう理解でよろしいですか、これ。つまりこのガイドラインの規定と、環境レビュー方針に書かれているこのモニタリングという内容の整合性といえますか、どこまで拘束されているのかということなんですが。

長瀬 こちらの環境レビュー方針の紙に書かれているこのモニタリングという書き

方ですけれども、こちらは言ってみれば全般的事項、これは公害も自然も社会環境も含めてこういう全般的にもモニタリングしていく項目がありますよ、なので大気質、騒音、水質等ということで、一応代表例として挙がっておりますが、ここにはそれ以上詳しく書いてありませんが、もちろんAEAの話も移転のところもモニタリングしていくということは、これはもう当然やっていくことになっております。

田中副委員長 わかりました。よろしいでしょうか。二宮委員がご指摘されたのは、そこにきちんとAEAのことを明記する、あるいは下の環境レビュー方針の中に公害関連項目のところに、これは先ほど満田委員や作本委員もおっしゃられたような形で、AEAの関連のきちんとした移転の確認をする。そういう事項を明記することで追跡をしていく。そういう委員からの指摘だったと思います。

ちょっともとへ戻しますが、ワーキングを開催するかどうかという、まずこのことについての扱いについて結論を出したいと思います。それでは先ほど満田委員からご提案あり、それを受けて私からも提案させていただきましたが、ひとまずこのレビュー方針について、この内容について、今日の議論を踏まえてもう一度事業部の方で再検討していただいて、いうならば差替えをしていただく、再提出。その内容を我々が確認をし、それでやはりこれでは十分性がないという判断に至るとすれば、これはワーキングを開催するというにしたいと、こういう段取りでよろしいでしょうか。各委員、よろしいですか。

では、そのようにしたいと思います。それでスケジュールその他のことになると思いますが、早く出てくれば、11月25日に間に合いますが、間に合わなければもう一段先の全体会合で確認ということになりますので、12月になってしまうと思うんですね。ですから、環境レビュー、差替えの方針がいつ出てくるかということにも絡んでくるかと思えます。早く出てくれば、メール審議でこれでよろしいということで、皆さんから特段ご異論がなければ、今回の予定されているワーキングは一応キャンセルというようにしたいと思います。そういうことになります。異論が出てくれば、早速開催ということになります。11月25日間でそういう設定をしても、これは日程、各委員の調整が合わなければ、もう一度12月に再設定ということになるというのが私の趣旨です。

よろしいでしょうか。段取りその他は。

委員の方はそういうことでよろしいということで、事務局の方も特段そのことでご異論がなければ、そのように取り扱いをさせていただきたいと思えます。

それでは、その他ということになります。これは事務局の方からお願いいたします。次回の予定。

長瀬 ありがとうございます。1点だけ、これご報告になりますけれども、前回の全体会合で、カンボジアの国道5号線の南区間の助言案をいただきました。その中で1点だけこれはご指摘いただいた点ですが、少数民族、先住民族について、事業対象地及

び周辺地域に存在しないというふうにレビュー方針記載しておりましたが、カンボジア国内で少数民族と認識されているチャム族が、被影響住民に含まれていることを確認しております。なので、チャム族が実際用地取得や住民移転の被影響住民となる場合は、移転地の提供、または現金補償、色々そういったものを選択できるようにして、そういう配慮をきちんとしていくというふうにして参るということで、リバイスした環境レビュー方針を既にメールで皆様にお送りしております。

特段、議論がなかったなので、これで確定させていただいてよろしいでしょうか。一応念のための確認でございます。

田中副委員長 これは村山委員長からもそんな趣旨の確かご連絡をいただいたかと思えます。確認をしたということでよろしいかと思えます。

長瀬 ありがとうございます。

それでは、最後、今後の会合スケジュールの確認ということで、次回、全体会合第42回ですけれども、12月2日月曜日、2時半からという形で、場所は同じこの部屋になります。よろしく願いいたします。以上です。

田中副委員長 これは事務局から、私の方が言った方がいいのかな。次回、できましたら年の終わりでもありますし、確か恒例であれば懇親会といえますか、そんなことを予定しております。

長瀬 失礼いたしました。ご案内するのを忘れてしまいました。次回12月2日、全体会合終わった後に、年末の懇親会という形で、場所はちょっとこの部屋から移りますけれども、予定しております。また別途、ご案内させていただきますので、出欠の確認をお願いいたします。一応会費制という形で、毎年同じでございますけれども、よろしく願いいたします。

田中副委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の助言委員会、これにて終了とさせていただきます。

ありがとうございます。

午後5時23分閉会